

令和4年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

| | |
|-----------|---|
| 招 集 月 日 | 令和4年9月7日(水) |
| 会 議 場 所 | 市役所 4階 大会議室 |
| 開 議 日 時 | 令和4年9月7日(水) 午前 9時00分 |
| 閉 会 日 時 | 令和4年9月7日(水) 午後 4時57分 |
| 委 員 長 | 頓 所 澄 江 |
| 委員会出席委員 | |
| 委 員 長 | 頓 所 澄 江 |
| 副 委 員 長 | 市ノ川 徳 宏 |
| 委 員 | 竹 田 悦 子 田 中 克 美 秋 谷 修 川 崎 葉 子 |
| 委員会欠席委員 | |
| 議 長 | |
| 委 員 外 議 員 | なし |
| 傍 聴 者 | |

議 題

| 議案番号 | 議 題 名 | 審査結果 |
|---------|---|--------------|
| 第 4 7 号 | 鴻巣市手数料徴収条例等の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 4 8 号 | 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 4 9 号 | 市道の路線の廃止について | 原案可決 |
| 第 5 0 号 | 市道の路線の認定について | 原案可決 |
| 第 5 1 号 | 財産の無償譲渡について | 原案可決 |
| 第 5 2 号 | 令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第 5 5 号 | 令和 4 年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第 1 号） | 原案可決 |
| 第 5 6 号 | 令和 3 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分 | 認定 |
| 第 5 8 号 | 令和 3 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について | 認定 |
| 第 6 0 号 | 令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について | 認定 |
| 第 6 1 号 | 令和 3 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について | 認定 |
| 第 6 3 号 | 令和 3 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について | 原案可決 及び認定 |
| 第 6 4 号 | 令和 3 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について | 原案可決 及び認定 |

委員会執行部出席者

(都市建設部)

| | |
|-----------------------------|---------|
| 都市建設部長 | 清 水 洋 |
| 都市建設部副部長 | 五十嵐 剛 |
| 都市建設部副部長 | 清 水 千 之 |
| 都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長 | 戸ヶ崎 徹 |
| 都市建設部参事兼市街地整備課長 | 大 堀 勝 彦 |
| 都市建設部参事兼道路課長 | 矢 部 正 樹 |
| 建築住宅課長 | 秋 元 宏 康 |
| 都市計画課副参事 | 藤 村 弥 |
| 都市計画課・産業団地プロジェクト副参事 | 島 田 幸 男 |
| 建築住宅課副参事 | 中 島 隆 晶 |

(上下水道部)

| | |
|---------------|---------|
| 上下水道部長 | 三 村 正 |
| 上下水道部副部長 | 中 根 治 人 |
| 上下水道部参事兼下水道課長 | 堀 岳 夫 |
| 経營業務課長 | 伊 藤 正 一 |
| 水道課長 | 山 崎 眞 也 |
| 水道課副参事 | 大 網 岳 志 |
| 下水道課副参事 | 宮 澤 祐 紀 |

| | |
|-------|---------|
| 吹上支所長 | 岡 田 和 弘 |
| 川里支所長 | 山 縣 一 公 |

書 記 小野田 直 人

書 記 大 谷 直 樹

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまから本日の会議を開きます。

昨日、議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部からの説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) それでは、歳入から質問させていただきます。

それでは、まず一番最初、24ページ、下のほうの3分の1ぐらいのところに道路課の市道及び水路敷占用料というのがあるのですけれども、これって一遍に書いてあるので、これの道路の使用料と水路敷の占用料の比率を教えてくださいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの占用料、道路占用、水路占用ございまして、道路占用のほうが218件、8,126万4,248円、それと水路占用のほうが73件、454万5,159円という配分になっております。

以上です。

(田中) それでは、一応比率、道路占用のほうが多いということが分かりました。水路の水路敷というのは、何か前にどこかで聞いたのですけれども、水路敷を通っている人は入り口がほかにないと払わなくていいとかという、たしかそういう規定があったと思うので、それだけ確認します。水路敷の使用料で、ほかに道路に出口があれば、水路敷を使う場合はお金が取られるけれども、水路敷を通らざるを得ない場合は使用料がないと。それですごく少なくなってしまったのかなと。ちょっとつまらない質問で申し訳ないです。早めに切り上げますから。

(都市建設部参事兼道路課長) 必要な水路の出入口のところは、1か所当たり減免ということになっていまして、それ以上使われる場合については占用料が発生するので、水路占用のほうが少なくはなっております。あと、水路占用、ほかにも配水管の占用とかも減免になっておりますので、有料のものは少なくなっております。

(田中) 次に移ります。

同じページなのですけれども、もうちょっと下の都市計画課のところなのですけれども、駅前広場タクシー・バス駐車場使用料、これタクシー

はいっぱいあるのだけれども、バスは鴻巣駅東口だけだったかなと思うのですけれども、1台当たりの単価、バスはちょっとどういうふうになっているのだから分からないのだけれども、タクシーの使用料、これ北鴻巣、吹上等あると思うのですけれども、その辺ちょっとざっくりと説明をお願いします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）駅前広場のタクシー、バスの駐車場の使用料については、鴻巣市駅前広場条例第12条の第2項により、使用料については鴻巣市行政財産の使用料に関する条例第2条の規定に準用しております。鴻巣駅のタクシーにつきましては、1台当たり1,500円、それから東口のバス、中型と大型バスがありますけれども、中型バスが3,450円、それから大型バスが4,200円となっています。北鴻巣駅東口のタクシーについては、1台当たり1,350円、吹上駅北口と南口のタクシーについては1,200円となっております。以上です。

（田中）同じページの建築住宅課の住宅使用料、これ270か所ということなので、これ市営住宅のことなのかどうかの確認です。

（建築住宅課長）今委員のおっしゃられるとおり、令和3年度末時点で270戸居住されていましたが、その市営住宅の家賃ということになります。それ以外の収入は含んではいません。以上です。

（田中）次に、ページが変わりまして、32ページをお願いします。一番下ですか、これ説明が多分あったのですけれども、私がちょっと聞き逃したのかどうか分からないのですけれども、道路メンテナンス事業補助金についてなののですけれども、これの出どころなののですけれども、2,825万6,000円、これって国から来るのか、県から来るのか、どこから来るのかということの質問です。すみません、お願いします。

（都市建設部参事兼道路課長）こちらの補助金につきましては、道路の点検結果を踏まえてつくられた長寿命化修繕計画、これに対して支給される補助金ということで、うちのほうは橋梁点検とか橋梁補修の長寿命化計画を策定しております。それに対する国からの補助金になります。

(田中) 歳入のところの多分最後のほう、60ページをお願いします。これ、申し訳ない、令和3年なので忘れてしまったので、申し訳ないですけれども、多分どこかの工事の保険金の補填だと思うのですけれども、道路賠償等保険金、下水道賠償責任保険金、これちょっと質問していたのですけれども、何か所かあったのか、1か所なのか、どんな内容かと、申し訳ないですけれども、前の去年の議案書がちょっと見当たらなかったもので分からないのですけれども、申し訳ないですが、お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの2件、保険金を支払っております。1件目が鴻巣市赤城地内のほうの市道川17号線で舗装の剥がれの穴により左前タイヤのパンクということで、市が6割負担したもの、それと鴻巣市本町3丁目、市道A-316号線で、平たんな道路から急な上り坂に進入する際に、道路の勾配の変化により左前のフロント下部を損傷したもので、市が5割負担しているということで、トータルの金額が8万5,734円ということでした。

(上下水道部参事兼下水道課長) 下水道賠償責任保険の関係ですけれども、こちら1件でございまして、内容につきましては、宮地2丁目におきまして、市道A-249号線の路上におきまして、相手方の自動車が一般下水道集水ますの上を通行した際に、鉄板蓋が蓋枠からずれておりまして、タイヤを脱輪させた際に衝撃で車両が左右に振られまして隣地の門柱に衝突し、車両を全損させてしまったものでございます。蓋につきましては市が8割ということで、金額が30万6,000円となっております。以上です。

(田中) それでは、次に歳出のほうでお願いをいたします。ページが244ページの下の方なのですけれども、都市計画課、緑化事業委託料なのですけれども、これちょっと下のところに記念樹引換業務委託料とか書いてあって、この緑化事業委託料というのは、これ公園かどこかの植栽……あっ、説明がこんなような、あったですね。どこの公園の植栽のことかで、ではすみません、それをお願いします。

(都市計画課副参事) それでは、どこの公園に植栽したかということでお答えさせていただきます。

こちらの公園のほう、下忍第二公園、それから氷川ひだまり三角公園、鴻巣宿鞠子公園のほうに植栽させていただいております。

以上です。

(田中)では、次、282ページの下のほう、産業団地プロジェクト、商工業振興費庶務事業の1,053万8,802円のところなのですが、一応下のほうには測量委託料と、用地取得業務委託料等ということで書いてあるのですが、今でも具体的に姿がちょっと見えないので、どんな内容をやったのかということを確認します。

(都市計画課・産業団地プロジェクト副参事)今のご質問にお答えします。

12節の委託料につきましては、まず測量委託料がございまして、こちらにつきましては、産業団地の事業地内の無地番地の道路及び水路敷の表示登記、分筆登記をするために路線測量を行った委託料になります。道路の表示登記が14筆、水路敷の表示登記が1筆、水路敷の分筆登記が1筆の合計16筆分となります。用地の取得の業務委託料につきましては、産業団地事業地の地権者、市外及び県外に在住されていた地権者30件分の土地売買契約書の取得を埼玉県土地開発公社へ委託した委託料になります。

以上です。

(田中)次に、292ページをお願いします。一番上、道路台帳整備事業なのですが、これはどこか地域を決めてやったものなのか、それとも台帳の全体をやったものなのか、この約1,900万、これがちょっと分からなかったもので、質問をします。

(都市建設部参事兼道路課長)道路台帳修正のほうは市内全域で行っております。市内3地域に分けて、主に道路改良とか新設した、異動のあった部分についての全域の修正を行ったものです。

(田中)申し訳ないです。その下の道路境界査定事業の委託料のところなのですが、これって何となく、下のほうに官民境界証明等電子化業務委託料というのも書いてあるのだけれども、この内容というのは道路と個人宅の境界の査定なのか、その辺をちょっと確認させていただ

きます。

(都市建設部参事兼道路課長)主に市のほうで行う生活道路の拡幅とか、道路の境界を確定しなければならない部分の測量をして査定を行った費用、それと官民境界証明電子化のほうは、証明書のデータをスキャニングし、電子化することで閲覧等の効率化を図るための委託料ということになります。

(田中)次に、294ページをお願いします。次のページです。2行目のところ、後退用地測量分筆等補償事業なのですが、これの箇所数は18件とかとちょっと説明であったかな。それで、登記とかのときの補償が何%もらえるかというのもちょっと聞きたいのですけれども、その辺の内容をもうちょっと詳しくお願いします。

(建築住宅課長)この補償の費用については、限度額が10万円という設定がありまして、その申請のときにどのぐらいの費用がかかっているかという領収書を添付してもらっているのですけれども、分筆したりとか、その登記の費用全て皆さんもう10万円を超えていますので、大体10万円限度額が払われているというのが現状です。中には、昔分筆登記をしたのですけれども、寄附はしていなかったというものもありまして、領収書等がなくて添付できない、幾らかかったか分からない、こういった方については6万8,000円補償しますという制度になっていますので、昨年度でいいますと、18件のうち、10万円の方が14件、6万8,000円の方が4件と。合わせた額が167万2,000円という額になっています。

以上です。

(田中)今説明をいただいたのですけれども、最大10万円、これは10万円かかっているのだったら10万円もらえるのか、割合が何割というのが多分ついていなかったかどうかというのも、ちょっとそれ確認をしたいのと、過去の後退か何かのその分筆に対しても6万八千幾ら出るとかという、6万8,000円ですか、説明があったのですけれども、これって意外と皆さん知らない人が多いのかなと思うのですが、この申請というのは前からあったものなのかというのもちょっと確認をしたいと思えます。

以上です。

(建築住宅課長) まず、割合についてなのですからけれども、具体的な割合というのは要綱の中では定めていません。過去に、いつ頃からやられているかということなのですからけれども、これについてはちょっと今手持ち資料で分からないので、ちょっと改めて調べて回答ということによろしいでしょうか。

(田中) では、そのようにお願いします。

では、次に296ページをお願いいたします。多分皆さん質問をするのかなと思うのですけれども、ざっくりでいいのですけれども、ちょうど真ん中辺、道路改修事業、これ一遍に聞いてしまっていいですか。1個ずつのほうがいいのかな。では、道路改修事業のほうの主立ったものをお願いいたします。

(資料ありますの声あり)

(田中) ある。

(そうそうの声あり)

(田中) 入ったのだ。

(そうそう、入りましたの声あり)

(田中) では、すみません。では、主立ったものだけでいいです。すみません。

(都市建設部参事兼道路課長) 昨日、資料のほうに掲載させていただきました。御覧いただけるとちょっと助かるのですけれども、その中でざっくり説明させていただきたいと思います。

一番上のほうで、道路改修工事として19本の工事を行わせていただきました。距離にして約2,957メートルの改修工事、主に舗装の打ち替えをやらせていただきました。詳細は表のとおりでお願いできますでしょうか。それとも、読み上げる……

(田中) いいです。ありがとうございます。後で確認させていただきます。申し訳なかったです。ということは、幹線道路のほうもあるわけですよ。

(幹線道路もありますの声あり)

(田中) すみません。申し訳ないです。

それでは、次に移らせていただきます。300ページの道路課、橋りょう維持事業で、これ私の記憶では吹上だったかなと思うのだけれども、ちょっとこれの確認をお願いします。教えてください。

(都市建設部参事兼道路課長)今回、橋りょう維持事業のほうでは、120橋の点検、それと3橋の補修設計、繰越しも含めて4橋の工事を行いました。工事のほうは、244—1号橋、鎌塚にあります前谷落悪水路に架かる橋の補修、それと無名橋A—14、原馬室の石田川に架かる橋の補修、それから無名橋A—21、鴻巣の新谷田用水に架かる橋の補修、それから繰越明許として2119号—1号橋、こちら広田の金剛坊というところで野通川に架かる橋の補修を完了しております。

以上です。

(田中) 308ページをお願いします。一番下のほうなのですけれども、五、六行下のほうなのですけれども、公園整備奉仕活動団体助成事業なのですが、98万9,000円、これって奉仕活動の団体数とかというのは伸びているのでしょうか、伸びていないのでしょうかということです。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

3年度につきましては40団体ございまして、そのうち報償費を払ったのが39団体となっております。傾向といたしましては、減少傾向となっております。令和2年度が43団体ということで、若干減っているというようにとなっております。この理由といたしましては、現在コロナ禍で活動がなかなか難しいということで、高齢化も相まって、このまま活動のほうをやめたいというような申出が多いそうです。ただ、今年度も登録したいという団体も何件か来ておりますので、今後も増えるように周知徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

(田中) 313ページ、312ページになっているかな、大間近隣公園整備事業なのですけれども、この概算のちょっと大枠、どういった形になって、今現時点でどうなっているということをお聞きしたいのですが。ざっくりでお願いします。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

大間近隣公園、令和3年度におきましては5本の工事を発注させていただいております。そのうち2本につきましては、令和4年度、今年度のほうに2本繰越ししております、現在施工中となっております。また、今年度トイレ、そして駐車場の整備を行うことで大間近隣公園の工事のほう完了予定となっております。開園後につきましては、今回、大間近隣公園、大型のインクルーシブ遊具、そういったものを設置することによりまして、近隣のつつみ学園やその他施設の方が訪れるのではないかなというような期待をしておりますので、誰もが楽しめる公園として地域の皆さんに活用いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

(田中)最後の質問なのですけれども、322ページ、住宅リフォーム支援事業、一応説明がありまして、92件があったと。市内業者を使った場合が対象だということだったと思うのですけれども、これの相手に、要するに住民に、利用する人に対しての条件等については何かあるのでしょうか。

(建築住宅課長)条件としましては、先ほど委員の申し上げたとおり市内業者を利用してもらうということと、本市の住民基本台帳に記載されていること、市内に住宅を所有し、当該住宅に居住していること、市税を滞納していないこと。補助の金額については、工事費の5%、上限は10万円ですが、工事費が20万円未満の場合は補助の対象にはなりません。そのほか、改修工事ということですので、今までになかったものを新たにつけるとか、そういったものも対象にはなっていない。あるものをあくまで改修するというのが前提になります。

以上です。

(田中)ありがとうございました。

時間なので、以上です。

(川崎)それでは、歳入のほうからなのですが、24ページになりますでしょうか、都市計画のほうで公園使用料といたしまして、2年度の366万3,636円と比較しますと減収しております。その理由について伺います。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

公園使用料の内訳は、イベント等で公園を使用する場合や電柱等長期にわたって敷地を使用する場合の占用料、それから公園予定地における一時仮置場に使用する場合の使用料という形となっております。昨年度と比べまして公園予定地を一時土砂置場として使用するのが少なかったことから、減少となっております。

以上です。

(川崎) 分かりました。

それでは、建築住宅課のほうにお伺いをいたします。住宅使用料といたしまして5,739万3,500円が決算で説明もあったわけなのですが、こちらにも2年度に比べますと減収をしております。説明の中では一部収入未済があったとの説明もございましたけれども、こちらの詳細が分かれば教えていただきたいと思えます。また、すみません、敷地使用料についても関連があれば一緒にお伺いいたします。減収の理由です。

(建築住宅課長) 住宅使用料の減収の理由なのですが、ちょっといろいろな要因はあったかと思うのですが、まず滞納の整理、こちらについては令和2年度では約70万円徴収することができたのですが、滞納している額も少なくなってきたということから、令和3年度は50万円の徴収になったということが一つの要因にあると思えます。そのほか、松原団地と小松団地、こちらの固定資産が下がったこと、そのほか利便性が下がったこと、こういったことが家賃に反映されるのですが、そういった家賃が少し安くなったというのがまた一つの要因かと思えます。そのほか、下谷住宅の入居の世帯が4世帯減っていたりとか、転入者の方が収入が少ない方が多かったために家賃が少し下がったのかなということも考えられると思えます。それと、敷地の使用料の減なのですが、これについては、令和3年度では登戸団地で6件の貸出しをしています。ただ、この5件については公共的団体における公共的活動ということで免除となりますので、お金を徴収したのは1件になります。工事の資材置場として有償で貸し出したのがこの約60万円という額になっています。令和2年度については、登戸団地で工

事の資材の貸出しのために6件の貸出しをしております、合計が60万円ぐらいの収入、それと昨年度までは八幡田の跡地もこちらの課で管理しております、こちらの土地も3件の工事のための資材置場としての貸出し、これも約48万円の収入がありました。そういったことから、合わせて108万円あったことから、今年度減収になったというものです。

以上です。

(川崎)では、今の住宅使用料についてなのですけれども、様々な要因ということで詳細に説明がございました。令和2年度と比較しますと、ざっと100万ほど下がっているのかなと思っております、こういう状況が、住宅は年々古くなるわけですので、当然その評価も高くなることはなく、低くなるわけですので、そう考えますと、令和4年度、今年度どのような状況になるのかなということで、今後の見通しということで伺いをしたいと思っております。

(建築住宅課長)固定資産とかそういったものが下がっていくというのは、これはもうやむを得ないのかなと思っております。確かに滞納の整理というのが大きく働くところもありますので、今滞納されている方がどのぐらいあと、数世帯になってきていますので、その辺の収入がやはり減ってくるのはもうやむを得ないのかなと思っておりますので、今後収入についてはもう少し減っていくのかなというように、そう考えています。以上です。

(川崎)では、26ページになりますが、こちらのほうも建築住宅課にお伺いをいたします。

建築確認等申請手数料、こちらにつきましては、2年度118万7,600円でしたものが158万7,200円ということで増額しております。こちらの詳細について伺います。

(建築住宅課長)こちらについては、大体40万円ぐらいの増額になっていると思うのですけれども、その内訳としてちょっとデータを見てみますと、建築住宅課の窓口で建築計画概要書というような、過去に建物を造ったものの概要についての交付を行っています。これが200件ぐらい令和2年度に比べて多かったこと、ここで約10万円が増額になっています。

それと、長期優良住宅、この申請件数が令和2年度に比べて60件くらい多かったと。これによって35万円ぐらいの増額になっています。ただ、建築基準法の完了検査、これについてが2件減っています。これで4万円ぐらいの減になっていまして、全体でそうすると40万円ぐらいの増額になったというふうに考えています。

以上です。

(川崎) 開発許可等手数料につきまして、こちらも増額していますね。100万まではなりませんけれども、この増額の理由、詳細について伺います。

(建築住宅課長) こちらも比べると43万円ぐらいの増額になっているかと思うのですが、令和2年度は開発行為許可申請、それと建築行為等許可申請、そういったものが431件ありました。それに対して令和3年度は497件の申請が全体であります。そういった全体的に申請が増加したのが大きな要因です。特に開発行為の許可の申請が令和2年度82件あったのですが、令和3年度は91件と9件増加していますので、そこで手数料も37万円ぐらいの増があったというのが大きな要因だというふうに考えています。

以上です。

(川崎) それでは、32ページ、33ページになります。こちらのほうでもやはり建築住宅課に伺いますが、社会資本整備総合交付金の8万4,000円なので、こちらの詳細について伺います。

(建築住宅課副参事) 建築住宅課の社会資本整備総合交付金につきましては、住宅等耐震改修促進事業の交付金です。当初予算では57万5,000円を見込み、予算計上しておりましたが、昨年10月の交付金変更申請時点で市へのブロック塀補助金申請が2件ということにとどまっております。またその後の申請につきましても、相談や問合せ等がなかったことから、新たな申請が見込めないということを判断しまして、交付金申請の内容を2件に変更いたしました。あわせまして、予算についてはこの時点の2件のみを残しまして8万4,000円ということで変更いたしました。残額49万1,000円につきましては、道路課の事業でありました地区施

設道路整備事業へ充填することにいたしました。こちらにつきましては、12月の議会で補正させていただいております。なお、その後、住宅等耐震改修促進事業につきましては2件の申請がございまして、決算では4件の執行ということになっております。

以上です。

(川崎) では、通告は出しているのですがけれども、田中委員のほうから質問があった部分もありますので、そこは飛ばしてと思っております。続きまして、34ページ、35ページになりますが、こちらは都市計画課のほうにお伺いをいたします。社会資本整備総合交付金、そしてまた社会資本整備総合交付金の繰越明許ということでこちらのほうに計上されております。大間近隣公園についてという説明であったかと思っておりますけれども、こちらのほうも今年度中というのでしょうか、それとも来年早々というのでしょうか、大間近隣公園が開園をする運びとなっているわけですがけれども、この間何度となく社会資本整備総合交付金を充ててきたという、そういうふうな経緯がございました。全体としてなのですが、こちらのほうで答えられるかどうか分からないのですが、総事業に対してはどのぐらいの社会資本整備総合交付金になったのかということで、答えられる範囲で答えていただければと思います。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

大間近隣公園の工事費の総事業費として見込んでいるのが、約4億円を見込んでおります。そのうちの半額につきましては、社会資本整備総合交付金が入る予定となっております。

以上です。

(川崎) 分かりました。

それでは、同じく34ページで、今度道路課、こちらのほうも同じような聞き方になるかと思っておりますが、社会資本整備総合交付金ということで、繰越明許もありまして、こちら三谷橋大間線の街路築造工事に関しての社会資本整備総合交付金であったと思っております。同様の聞き方になりますが、総事業費に関して、どの程度の交付金ということが見込まれているのかということでお聞きしたいと思っております。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。全体の総事業費から幾ら入ったかというところ、まだ集計のほうできておりませんので、基本的には先ほどの公園整備と同様に2分の1の補助を充てて工事を進めているような状況です。

(川崎) 分かりました。

それでは次に、40ページに飛んでいただきまして、こちらは都市計画課にお聞きいたします。身近なみどり市町村支援事業補助金ということで、349万7,000円という結果が出ているわけなのですけれども、北新宿の街区公園の整備ということでございました。こちらの詳細ということで教えていただければと思います。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

こちらの身近なみどり市町村支援事業補助金につきましては、緑の創出、再生するための費用が対象となっておりますので、こちらの街区公園を整備するに当たって、公園の芝生、それから植樹にその補助金を充てております。

以上です。

(川崎) それでは、同じ40ページになりますが、やはり都市計画課にお聞きいたします。

都市計画基礎調査委託金ということでございました。こちらの詳細をお願いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条で、都市計画区域においておおむね5年ごとに人口規模、土地利用、交通量等の状況及び将来の見通しを把握して、県内の都市化の動向等を明らかにして都市計画に関する基礎資料を得ることを目的としておりまして、こちらは埼玉県が行う調査について市で受託して行っているものです。

以上です。

(川崎) 今ページ数間違っておりましたね。すみません。42ページ、43ページということで今ご説明いただきました。

それでは、44ページ、45ページになるのですけれども、こちらは市街地

整備課にお伺いいたします。土地売払収入について、2年度と比較して減収している理由について伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ただいまの質問にお答えいたしたいと思います。

2年度決算において計上されておりました内容ですが、実は資産管理課による土地売払収入でございます。対比につきましては、同ページ、私のところの市街地整備課の上、1億4,687万2,829円、そちらの数値でございますが、所管が資産管理課となるため、当課においては比較回答ちょっとできない内容でございます。今回私どものほうの土地売払収入、こちらは原馬室・滝馬室土地区画整理事業地内の特別保留地1画地の売払い、昨年度につきましてはそちらございませんので、比較がちょっと、申し訳ないです。できかねますということですのでよろしく申し上げます。以上です。

(川崎) 詳細ということで今ご説明いただきました。

続いて、52ページなのですけれども、こちらは道路課にお伺いいたします。橋りょう改修工事受託事業収入ということで、説明の中では行田市からという説明があったかと思えます。その詳細について伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらのほうは、橋梁の244—1号橋の補修と業務委託に関わる費用、その国費が入っております。国費を除いた額の2分の1ずつを鴻巣と行田市で負担するというので、その行田市分の収入となっております。

(川崎) 分かりました。

それでは、歳出のほうで、まず112ページの交通安全施設整備事業についてでございます。こちらも2年度と比較しまして増加しております。工事件数など詳細について伺いたいと思いますが、特に2年度と比較してどうだったのかという見解も含めてお話しをいただきたいと思えます。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの交通安全施設整備事業のほうは、昨日資料でお配りしています修繕箇所が主なものでございます。それで、今回昨年度より増えた理由としましては、12月補正により、保育園、幼稚園から報告のあった箇所の外側線やグリーンベルトの新設、描き直し

ということで12件ありました。併せて、市民からの要望があった学童注意などの交通安全に係る路面標示を7件施工、19か所を施工した12月補正分が増加したということになっております。

以上です。

（川崎）2年度と比較してどうだったのかというご答弁、今いただきましたっけ。ごめんなさい。

（都市建設部参事兼道路課長）2年度と比べて12月補正分の19か所行ったところが増額になっているということです。

（川崎）では、次に行きたいと思います。

次が282ページの産業団地のところですがけれども、商工業振興費庶務事業ということで、事業内容と進捗状況についてお聞きいたします。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）進捗状況についてお答えいたします。

現在、企業募集を行っております。募集期間のほうは令和4年7月6日から令和4年11月7日までとなっております。また、現地のほうですがけれども、開発の事前協議が整いまして、造成工事の事前の説明会を10月16日、鴻巣フラワーセンターで開催をする予定です。その説明会を経まして、11月頃から現地の造成工事に着手する予定です。完了につきましては、令和7年3月を予定しております。

以上です。

（川崎）それでは、続いて296ページの道路改修事業について、こちらのほう一括して聞いていいのかなのですけれども、これ関連があるので一緒に聞きたいと思うのですけれども、あと298ページの道路改良事業ということでお聞きしたいと思います。資料のほうは出ておりますので、詳しい箇所は分かるのですけれども、こちらのほうが、まず道路改修のほうが19件、19本というのですか、これは、どっちなのですかね。あと、随意契約として7本、そして道路改良のほうが9件と随意で15本と。これ件数なのか、本数なのか、ちょっとどういうふうに考えたらいいか分かりませんが、このように出ております。それで、お聞きしたいのが、議案第52号補正予算で緊急性があると。特に水たまりな

どの緊急性ということで、改修が796万、そして改良のほうが863万補正で組みまして緊急対応しております。そういうところから考えますと、本当に要望が大変に多くて、苦慮されながら、その優先順位ということで常々気を配りながらやっていたらということとは非常によく近くで見ていて分かるわけなのですけれども、そこでそれぞれお伺いしたいのが、この道路改修事業、また道路改良事業、分けられるのか、分けられないのか、ちょっと両方というところもあるでしょうけれども、おおむねどの程度の要望が今上がってきているのか。そして、積み上げですよ。要するに今年度の事業でということではなくて、もう昨年度から、あるいは何年度前からの要望ということを積み上げてその順番にやっているとということです。要望がどんどん、どんどん積み上がっていているというふうには推察するわけなのですが、ざっとどのぐらいの要望が来ており、その積み上げということで毎年どのぐらいの対応をしていらっしゃるのかということでお伺いしたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）今要望書をまず受けていて、全体で今年の7月までの未処理件数、まずそれを言いますと、道路改良では147件、道路改修では56件、それから水路改修26件、合計229件、これが未処理という状態になっております。それで、今まで処理した件数ということで、一昨年度は道路改良で10件、それから改修で13件、水路と幹線、幹線の中でも舗装の傷みも要望ということで1件入れますと26件。昨年度になりますと、道路改良で6件、改修のほうは14件、それから幹線の中でやっているものが3件、それから水路が2件の25件という処理状況でございます。R3年のほうは25件ということで、その中で今抱えている内容なのですけれども、56件改修の中ではまだ未処理というものがありまして、その内訳としては、舗装の打ち替えが33件、側溝の入替えを要望するものが17件、その他6件ございます。それから、改良工事のほうは、持ち越し件数147件あるのですが、こちらはどうしても用地買収を伴う工事が50件ございます。これには工事を始める前に地権者に説明をして用地のご協力を得たりしなければならない。あと、測量、それからもしそこに物件があればその移転補償ということで、一度着手しますと早くて

も3年から5年はかかる工事になりますので、なかなか1件の進みとしては遅いのかなということで、どうしても改良工事のほうが進みが少ないという状況でございます。あと、改良の中でもどうしても緊急性が伴わないものも結構ございまして、それは拡幅は伴わないのですが、どうしても利用する件数が少ないとなかなか要望の中で優先度が高くなっていかないので、事業の進みが遅いものもございます。

以上です。

(川崎) それでは、時間がありますので、すみません、ちょっと飛ばして316ページの下水道課のほうにお伺いしたいのですけれども、都市下水路の維持管理事業ということで、事業内容について伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 都市下水路維持管理事業の内容につきましてですけれども、この事業における管理施設におきましては、石田川都市下水路、そして赤見台調整池の維持管理を行っているところでございます。まず、石田川都市下水路の維持管理内容としましては、水門の保守点検、それから修繕や除草などを行っているところでございます。赤見台調整池につきましては、調整池内の除草業務を行っているところでございます。

以上です。

(川崎) 319ページ、一般下水道維持管理事業ということで2,524万5,457円でございます。2年度に比べますと増額をしております。その増額の理由について伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 主な増額の理由といたしましては、百日堀排水路の調査設計業務委託、それから一般下水道の敷設替え工事によりまして増額となっております。

以上です。

(川崎) では、これ最後の質問になります。

320ページになりますが、建築住宅課のほうにお伺いいたします。空家等適正管理事業について伺います。3年度の事業内容と、空き家対策として解体補助金が今実施されております。その現在の状況についてお伺いをいたします。

(建築住宅課長) まず、事業の内容につきましては、毎年のことなのですけれども、令和3年度に関しては、管理不全な空き家の建物の劣化、草木の繁茂、小動物、蜂、こういった苦情に対して改善の通知を送っています。改善の通知を送るに関しては、全部で90か所。対応してくれないところについては2回、3回と送付はしていましたが、48か所の改善がされたというのを確認しています。

それと、空き家対策の解体補助の現在の状況なのですけれども、6月1日から始めて、今までに10件問合せが来ています。このうち申請は6件ありました。1件について既に交付決定を出しています。担当職員がパトロール等を見て回ったところ、管理不全に陥っていきそうな建物が1件あったので、こちらからちょっと働きかけをして通知を出したところ、すぐ反応がありまして、そちらの方については今日現地を見ているという状況です。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

建築住宅課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(建築住宅課長) 先ほど田中委員からの、後退用地の整備の要綱について、こちらいつから始められたのかという件なのですけれども、平成9年からの制度となっています。

以上です。

(秋谷) まず、24ページで、せっかく通告してあるから、道路課の市道及び水路敷占用料のところの、ここの93万9,230円の収入未済の理由を伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの収入未済なのですが、主に市線とか上空の電線と、あとグラウンドの敷地の使用料でございます。それで、未納になった理由につきましては、3月末に納付依頼を再三行った

のですが、新型コロナウイルスの感染対策ということで、担当者が在宅勤務とかということで円滑な連絡行動が行えなかったことで、最終的に納付は5月31日付では入っているのですが、決算上の処理が6月以降になってしまったものが主な理由です。

（秋谷）建築住宅課の住宅資金貸付金の元利収入なのですが、ここの収入未済も調定額に比べるとかなり大きいので、その理由をお伺いします。

（建築住宅課長）住宅使用料の未済額については、平成25年度の頃には約930万円あったのですがけれども、令和3年度末には約90万円まで減らすことができます。滞納整理ということでは、新たに滞納はつくらないということを第一に行っていきまして、平成28年度から昨年度、令和3年度分までは滞納がゼロとなっています。ただ、平成28年度以前の滞納というのはまだ残っていきまして、令和3年度末で4世帯残っています。ただ……

（何事か声あり）

（建築住宅課長）すみません。訂正お願いします。貸付けのほうなのですけれども、こちらについては昭和60年に貸付けを行ったものです。償還につきましては、平成22年度までの25年間で毎年返済していただくこととなっていました。ただ、実際に借りた方が現在お支払いしていただいた方の父親ということもあったのですが、この方については借りたものは返したいという意向があって、毎月少しずつではありますが、返済をしていただきました。ただ、今まで返済していただいた方なのですけれども、先月死亡届が出されましたので、親族関係とか今調べている状況で、今後の支払いについては今親族を調査しているという状況です。

以上です。

（秋谷）この収入済額で見ると毎月1万円ずつ払っていただいているような感じなのでしょうけれど、残りが大体144万だから、12万円でも単純に12掛ける12が144だ。だから、12年もし引き継いで払ってもらえれば終わるのだろうけれども、相続人というか、そういった方々のめどはついているのでしょうか。

(建築住宅課長) ある程度めどは、お子様がいるというのは分かっています。そのほか兄弟がどうもいるらしいということも分かっています、ただそちらの方も今生存されているかどうかとか、そちらの方のまたお子さんがいるかどうかとか、そういったことを今調査しているところであります。

以上です。

(秋谷) 飛ばして、次は歳出に行きます。

244ページの都市計画課の緑化推進事業の中で記念樹引換業務委託料のところをお伺いしますけれども、3月の予算の審議のときに、なかなかこの記念樹の引換えは思うような成果が上がっていないようなお答えを実はいただいているのだけれども、3年度の決算の実績をまずはお伺いします。

(都市計画課副参事) 3年度の実績といたしましては241件、引換券1枚当たり1,000円となっております。

以上です。

(秋谷) その241件が全部引き換えられた数字なのかな。実はそれよりも多く転入された方々は実際いらっしゃると思うのだけれども、引換券を渡したけれども、実際の数字、でもちゃんと引き換えられなかった数字というのはどれくらいあるのだろう。

(都市計画課副参事) 税務課のほうに確認いたしましたところ、こちらの引換券につきましては、家屋調査時に引換券を配っているという形になっておりまして、家屋調査の正確な数字というのが把握できていないというようにお話でした。現在こちらのほうで見込んでいたのが予算上で700件。というのは、専用住宅の年間新築が大体630ぐらいというふうに聞いておりましたので、そのような見込みで対応させていただいております。ということから、こちらの見込みとは大分少ないような状況というふうに把握しております。

以上です。

(秋谷) それで、4年度の予算のときに当時の担当の方から、令和4年度については観葉植物であるとかそういったものにも使えるようにとい

うようなお考えをちょっと耳にしたけれども、現状はどんな状態です。半年たってみて。

（都市計画課副参事）令和4年度につきましては、前年度1,000円という引換えだったものを2,000円に引き上げさせていただきまして、そういった観葉植物だとかにもご利用いただけるように周知をしていきたいというふうに思っております。現在、4年7月末までの引換えで3件来ております。ちなみに、去年の段階でも7月末では4件というような状況ですので、家屋調査が始まるこれから年末に向かって件数が増えてくるのかなというふうに認識しております。

以上です。

（秋谷）では、期待をいたしましょう、それは。

次は、282ページで、産業団地のプロジェクトのところなのですが、商工業振興費庶務事業の中で測量委託料なり用地取得業務委託料というのはご説明があったのですが、この事業の課題、あと今回の9月の議会の中で用悪水路であるとか、いろんな財産の譲渡が行われるわけなのだけれども、今後の事業スケジュールと併せてお伺いします。課題と今後の事業スケジュールについて。

（都市計画課・産業団地プロジェクト副参事）まず、課題についてお答えいたします。

事業の課題としましては、分譲面積が約14.7ヘクタールございます。こちらの全ての分譲面積を企業誘致できるかという課題があると考えております。大きな区画で分譲をしたいということから、整備区域内に開発の道路を整備しない計画になっております。ただ、県のほうから、こういった現在コロナ禍の中でも進出意欲を示している企業からの問合せが来ていると伺っています。実際に、企業募集後、鴻巣市の窓口についても問合せが来ております。また、もう一点としましては、今後の造成工事の関係なのですが、本年11月以降を予定しておりますが、熊谷バイパスの反対側の道の駅、こちらの造成工事についても同時期、11月以降を予定していると伺っておりますので、工事の関係の調整等が必要になってくるかと思われれます。以上2点が課題として考えられます。

続きまして、今後の事業スケジュールなのですが、先ほどもちょっと申し上げたのですが、今現在企業募集を行っている最中です。造成工事につきましては本年の11月、10月16日に説明会を行うのですが、11月に造成工事を開始します。今回議会で無償譲渡する市道、水路等につきましては、その造成工事前に市と県で無償の売買契約を予定しております。造成工事につきましては、事業の完了なのですが、令和の7年3月を事業完了予定としております。スケジュールについては以上です。

（秋谷）次は、292ページの一番下のところの住宅等耐震改修促進事業のところ、次のページにまたがってブロック塀等撤去築造補助金があるわけなのですが、最初質疑の中のやり取りで、当初の予算から減額250万円して、8万4,000円で2件という話で、結果的にこのブロック塀等の撤去築造は4件という報告がありましたけれども、件数は分かったのですが、対象物件、要は危険というふうに認識されている残りの物件がどれだけあって、その対象物をお持ちの所有者の方々が今後何かしら動きがありそうなのか、なさそうなのか、その点をお伺いします。

（建築住宅課副参事）危険ブロック塀の対象物件の件数ということでございますが、今年になりまして、7月の時点で一通り今把握している危険物件について現地のほうを確認させていただいたところ、特に危険な塀については6件、危険な塀が60件ということでございました。本年3月の委員会のごときにご報告させていただいた、特に危険なブロック塀7件ということでございましたが、そちらについては1件減ということになっております。残りのブロック塀の方の状況ということでございますが、7月の時点では現地確認という状況にとどまっております、これから戸別訪問のほう、3月のときにもアドバイスとか、いただいたのですが、戸別にご訪問したらどうかということでもいただきましたので、これから戸別に訪問していくということで考えております。なお、今年に入ってからブロック塀についての問合せというのは、この対象物件ではないかもしれないのですが、11件ほどお問合せいただいているというような状況でございます。それと、申請につきましては、今年

度については現在で4件の申請を受け付けております。

以上です。

(秋谷) 特に危険なブロック塀のやつだけは何としても対応しておいていただかないと、またどこかで大きな地震があったときに近所を歩いていた方が被害に遭われたようなニュースが鴻巣で起きるのはもう嫌なので、何とかそこのところだけはうまく対応していただきたいと思うのだけれども、戸別訪問はしっかりやっていただけますか。確認。

(建築住宅課副参事) 今、戸別訪問の準備を進めておりまして、その中でいろいろ工夫をして今まで以上に粘り強く説明のほうをしていきたいと思っておりますので、個別にどうにか接触してご理解していただきたいと考えております。

(秋谷) 296ページの道路改修事業のところと、あとは翌ページの道路改良のところは、どちらも工事の内訳のお示しは資料でしていただいたので結構なのですけれども、それを受けて道路維持費の中で、工事の請負費で例えば248万4,310円残がありますよね。道路新設改良費のところもこの工事請負のところ……ではない。委託料になるのか。426万3,000円とか、要は未執行のもの、金額について、もっと早い段階でそういったものに対応して、住民からの要望が大変、新設にしても、改良にしても、補修にしても、いろんなもの多いので、ちゃんとしっかり対応するために、これしっかり使い切っていただきたいと思うのですけれども、そういったことができますでしょうか。3月末でないとならば例えば金額的なものというのをはっきりしないのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 年度末になりますとどうしても、すぐできるものとしては舗装工事とかで要望に対応していくというものになると思います。そうしますと、舗装のほうは、ちょうど年度末ですと業者さんのほうに対応できないという状況もございます。どこの時点だったらいいいのかというのもちょっと難しいのですけれども、そういった状況で若干の残は出てしまうという状況です。

(秋谷) もともとの予算の金額からしてみると執行残は確かに多くないのかもしれないのですけれども、やっぱり要望をいっぱい、私もご相談に

伺うことはあるのだけれども、大変なのは重々分かっているのだけれども、少しでもそういったものに対応していただきたいと思うのだけれども、部長さんでもいい、副部長さんでもいいのだけれども、何かいい手はないかな。

（都市建設部長） それでは、秋谷委員のご質問にお答えします。

確かに市民の方からいろいろな要望が出てきておまして、それに対応し切れないというような状況があるのは認識しております。そういった中で、ご質問のとおり予算が余ってしまうというのは非常にもったいないというふうに思われますけれども、担当としてはできるだけ執行残をなくすようにしたいと思っておりますけれども、説明したとおり発注時期とか工事の施工時期とかもありますので、こういう状況になっておりますけれども、できるだけ要望に応えられるよう予算を執行してまいりたいと考えております。

以上です。

（秋谷） では、通告してあるのは幾つかあるのですが、ちょっと飛ばします。304ページの駅施設等維持管理事業の中で駅前の公衆便所の清掃委託料のところをちょっと伺いますけれども、3月の予算のときに、私やっぱりこの駅前の公衆便所は、清掃をちゃんとしていただいているから、こういうことを言うてはいけないけれども、例えば臭いの問題であるとか、あるいは公衆便所内の明るさの問題であるとか、なかなか、要は用を足したくなる時というのは急場だから、あんまりそういうつまらないことを、つまらないことではないのだけれども、細かいことこだわってられないけれども、できるだけ、どうせしっかりとやるのであれば、より住民の方々にご利用していただいて満足していただけるような環境ってつくらないといけないと思うのです。そういった意味でちょっとお伺いしたいのですけれども、まず清掃の状況と、駅利用者からトイレに対する何かしら苦情であるとか、あるいは要望であるとか、そういったものが出ているのかどうか伺います。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長） 駅前の公衆便所、特に鴻巣駅東口のことだと思っておりますけれども、清掃につい

ては毎朝5時から9時、交代でやっています、次の日が8時から11時ということで、駅前のトイレ6か所ありますので、その時間帯で順繰り順繰り毎日やっているということです。実際に市民の方の利用満足度というのはちょっと把握していないのですけれども、市民の方から例えばトイレットペーパーがないとか、何か臭いがとかという話があれば、当然担当のほうで委託会社のほうにお願いして、こういう状況ですということで、至急対応していただきたいという旨はお話しさせていただいているような状況です。照明につきましては、切れた場合とかそういった対応になってしまうのですけれども、そちらについては担当のほうから同じように照明の蛍光灯の交換とかはやっているような状況です。ただ、トイレ自体が古くなっていますので、委員がおっしゃるとおり利用者の方がちょっと利用しづらい点もあるかと思うのですけれども、そちらにつきましては今後検討していかなくてはならないなとは感じておるところです。

以上です。

（秋谷）私の言いたいことは大体よくご理解いただいているようなのですが、今いいお答えをちょっといただきました。検討していただけると。その検討のお答えというのは大体いつ頃いただけるものなのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）鴻巣駅の東口のトイレに限らず、それ以外のところも老朽化していますので、すぐすぐどうのこうのというのはなかなか予算的なものもあって難しい状況だと思っています。また、それ以外の市全体の公共施設とかも老朽化していますので、駅のトイレに限っていつ頃までにということではなくて、恐らく全体の公共施設を通じて、いつぐらいにどういったところを重点的に改修していくかという話に今後なってくるのかなというふうに考えています。すみません。お答えになっていないかもしれないですけれども。

（秋谷）具体的にはちょっと聞けなさそうだから、しようがないでしょうかね。

通告はしてありますが、皆さん大体聞いていただいていますから、どんどん、どんどん飛ばしていただいて、いきなりもう320ページの空家等適正管理事業のところに行ってしまうのかな。先ほど前任の委員さんとのやり取りの中で、苦情の対応に対しては90件対応されて、それで48件ですか、改善していただいているという、そういう実績はお伺いしましたが、つい最近の新聞で、あれは上尾市さんの新しい取組なのかな、空き家の対策、その空き家は特定空家ではなくて利用に堪える空き家という理解になるのだけれども、例えば改修するのに幾らなのだとか、更地するのに幾らなのだとか、そういう見積りなんかも業者委託で対応していただける、要は市を通してその業者に大まかな見積りというのかな、そういったのを教えていただいて、要は空き家の所有者が自分はどうしようか悩んでいる空き家に対しての答えを出すための一助になるような事業なのだろうなというふうに私は見たわけなのだけれども、鴻巣として新築の物件は確かに今回も見ていればたくさんできているわけなのだけれども、実際人の住んでいない空き家というのは相当数増えてしまっている状態だろうと思う。私の住んでいるエリアでいったらやっぱりかなりあるのだけれども、そういった空き家に対して何かしら具体的な道筋をつけてあげないと私はいけないのだろうと思うのです。防犯上もあるし、ご近所さんとの人と人のお付き合いというのも当然あると思うから。そういったものに対して、令和3年度の決算を通して何かしらお考えというものが無いでしょうか。

（建築住宅課長）今委員のおっしゃられた上尾市の事例なのですけれども、すみません、私のほうはこれ把握していなかったもので、今後上尾市さん等にも確認しながら、ちょっと勉強はしてみたいなと思うところなのですけれども、今現在市のほうでやっているというところ、苦情等があった家に通知とか、そういった形での対応になってしまって、通知が行って反応があればいいのですけれども、処分したい方もなのですけれども、そういった方が相談で来てくれれば、電話でも結構なのですけれども、そういった相談箇所とかは今でも、司法書士さんを紹介したりとか、そういった相談窓口の紹介はしているのですけれども、今後もやはり通知

等も送って、何とかしようというような所有者さんの意思があれば何か手助けができるのかなと思っていますので、そこについては今後も考えていきながら、何か今ある工夫もできることがあるかちょっと考えていきたいなと思います。

以上です。

（秋谷）この予算の中で、空家等適正管理事業の予算の中で空家等対策協議会の委員さんに報酬を払っていろいろご検討いただいているわけではないですか。その委員さんたちの会議やら何やらで何かしらそういった具体的な提案というものはないのでしょうか。せつかく報酬を払って会議やっていただいているのでしょから。

（建築住宅課長）委員会については、昨年度開催できたのが、コロナの影響等もあって1回のみ開催となってしまいました。2回目については、開催予定、準備まではしたのですが、やはりコロナが大きく広がってきたということで中止という形になってしまったのですが、昨年度については老朽空き家になりそうなものの解体補助について検討したいということをメインにやっていたので、それについての意見を求めたりとか、そこについての議論になっていたため、幅広く相談窓口とか、そういった対応についてはちょっとしなかったのですが、今後についてはそういったことも議題に取り入れることは可能だと思います。

以上です。

（秋谷）空き家対策って結構もうかなり前から始めているけれども、なかなか苦情対応に手がいっぱい回っているのか、それとも実際追いかけるのが容易ではないのか、詳しいところは私も分からないけれども、それだけなのです、現状。私がこの委員会の中で質問して答えていただいている内容って。でも、本来はそういう、例えば相続とかで処分に困る、というよりも、なかなか判断できないと言ったほうがいいのか、所有者の方が、それで何年も何年も手を入れない中で例えば老朽化が著しくなって、樹木の手入れもしなくなって、それで苦情が出てきたり、あるいはいろんな問題がそこから発生しているわけではないですか。だから、

そういう一番最初の初期の段階の空き家になったかならないか、そういうのは当然分かることだから、例えば水道メーターが回っている回っていないでも分かるだろうし、使用があるのかないのかでも、だからそういった、それ事は細かいかもしれないけれども、空き家対策というものをもうちょっと本腰を入れて先に進めていただかないと、例えば本当に鴻巣の人口減少対策を考えるとといったときに、そういう不動産の流通を我々が、民がやっていることを手助けするというのは本来筋が違うのかもしれないけれども、ただ市民の方、その土地、建物の所有者の方々にもっとこの土地を有効活用していただくためのそういう方策というのを別に私は示してもいいのだろうと思うのです。例えば鴻巣に何で新居の転入の方が増えるかといったら、ちょうどいい例えばお手頃の環境、あるいは住環境、緑が多いとか、あるいは距離的にちょうどいいとか、いろいろ鴻巣の利点というものをいつも挙げるではないですか、人口対策を言うときに。そういったものを売りましょうというときに、そういう物件をうまく所有者の方々に活用していただきたいというふうに働きかけるということは、私は悪いことではないと思うのです。そうしないと、いいところにある物件だって眠って、そのまま対応ができなくなって、どんどん、どんどんお金がかかって、また処分に困ってしまう。こういう悪循環で苦情対応件数というのはいつも多い。なかなか片づかない。そのうち相続トラブルになってしまう。だから、そこら辺は部長さんなり副部長さんなりがやっぱり音頭を取って何とかしようという方針を示さない限りなかなか先に進めないのではないかと思います。もう私長いことまちづくりにいるけれども、いつも苦情対応のことしかない、お答えが。その辺りについてどう思われます。これで最後だ。

（都市建設部長） それでは、秋谷委員のご質問にお答えします。

空き家問題、昨日の市道の認定のときもちょっとお話がありましたけれども、新しい家はどんどん建つけれども、古い空き家とかが問題になっていますよという話があったかと思います。先ほど秋谷委員さんが言ったように、上尾市の解体の見積りとか、そういったものが報道されるように、本当に大きな社会問題化になっていると思います。そういった中

で空き家バンクとか、ほかの市町村もやっていますけれども、そういう制度を設けてもなかなか利用していただけないというような状況もあるかと思いますので、いろいろな他市でやっている制度をいろいろ調査しまして、その中でできる限りのことをやって、また空き家バンクなんか一般の方はやっぱりなかなか、市のほう、広報といいますか、周知が足りない部分もあろうかと思います。秋谷委員さんがおっしゃるとおり、実際は相続したけれども、相続した人が鴻巣に住んでいないとか、自分のこととしてなかなか考えられない部分があろうかと思うのですけれども、市としてはできる中で周知して、大きな問題になる前に対応できるように、いろいろな事例を研究して、それをできるだけ取り入れるように進めていきたいと考えております。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、以上です。

（竹田）では、25ページの市営住宅の件でお聞きします。

これは他の委員も質問していましたが、ここには不納欠損がなく収入未済額が出ています。いわゆる出納閉鎖後の収入未済額だというふうに思いますが、この態様について伺います。

（建築住宅課長）今現在、滞納については3世帯の世帯で滞納が残っているというものの合計がこれになります。このうち2世帯の方については、返済計画を立てていただきまして、少しずつですが、返済に向けて進めてもらっています。この2世帯の方については、今も住んでいらっしゃいますので、完済に向けて、ちょっと時間のかかる方もいらっしゃると思うのですけれども、回収できないことがないように今後もやっていきたいなと思っています。もう一世帯の方については、ちょっともう今現在住んでいらっしゃらなくて、さらに今まで行方不明になっていた方なのですけれども、調査したところ、住所を設定していただきまして、新たに見つけたというようなことになっています。ちょっと遠方なものですから、なかなか職員が出向いて、もうかなり前の方なので、どういった人物なのかも分からないような状況になっていただきまして、住所は分かっていますので、郵送等で催促をしていきたいなというふうに……やっているのですけれども、郵送等で再三送っているのですけれども、ちょっと

反応がないといった状況です。

以上です。

（竹田）そういう点ではすごくご苦労されているの分かりましたけれども、例えば法律上のいわゆる不納欠損とか、そういうことができる対象になるのか確認します。

（建築住宅課長）今の時点では、2世帯の方、今住んでいらっしゃる方は支払い続けていますので、今後も払っていただくことになると思うのですがけれども、さっきの1世帯、こちらについては今のところ何も回答がないので、もし時効というような形を向こうが申し出てきた場合には、それは成立してしまうのかなというふうに考えています。

以上です。

（竹田）分かりました。

続いて、51ページの市街地整備課の都市開発資金貸付金の元金繰入れですが、これはA地区でやったときに、国がお金を貸すから市も半分やってねという元金だと思うのですがけれども、あとどのくらい返済が残っているのか。2回にわたって貸し付けていますので、今後の見通しについてお答えください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）竹田委員の都市開発資金貸付金の内容についてお答えしたいと思います。

都市開発資金貸付金元金収入でございますけれども、A地区の市街地再開発事業の保留床取得時に保留床取得法人、エルミ鴻巣へ貸付けを行いました都市開発資金の償還金で、おっしゃるとおり2つの償還金の内容となっております。1点目につきましては、平成19年度、法人等保留床取得資金貸付金償還金としてA-1-2棟保留床、こちらエルミこちらのすになりますが、それとして1億8,000万円を償還回数30回として貸付けを行いました。その条件としては、5年据置きで平成25年3月より償還を開始したところですが。償還回数は、1回当たり600万円、年2回払いで、年当たり1,200万円でございます。償還期間については、平成24年度から令和9年度までの15年間で、令和3年度末の残額は、こちらのほう、6,600万円となっております。

2点目の内容としまして、平成23年度、法人等保留床取得資金貸付金償還金として、こちらは対象がA-1-1棟、これ住宅、専門店街及びA2棟、エルミこうのすアネックス保留床、こちらのほうといたしまして5億円、償還回数40回として貸し付けました。こちらのほう据置期間はなく、平成24年9月より償還を開始いたしまして、償還の額につきましては1回当たり1,250万円、年2回払いで、年当たり2,500万円でございます。償還期間は、平成24年度から令和13年度までの20年間、令和3年度末の残額2億5,000万円となっております。

以上です。

(竹田) 株式会社をつくって借りたということもあるのですけれども、株主ではなくなってしまったのです。以前は筆頭株主に原口和久氏がなっていましたけれども、今株を全部売却してしまった中であそこの株主ではないということは、運営上はどうかというのは何か聞いていらっしゃいますか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 現在のエルミこうのすの関係、私ちょっと調べたところによると、まだ市が恐らく7,848株ほど保有しているのではないかなと……

(筆頭株主でなくなっただけからの声あり)

(竹田) 分かりました。ごめんなさい。筆頭株主ではなくなった、株の所有株を減らしてやったからあれだけれども、株主であるということは株主総会にも出ているから、経営状況は分かるということですね。経営状況について伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) エルミこうのすのほうの所管でございますけれども、現在が、所管のほうは、元年度に市街地整備課から所管替えを行いまして環境経済部の商工観光課のほうになってございます。そのため、私のほうで詳細のほうについてはちょっとお答えしかねる状況でございます。

以上です。

(竹田) 続いて、歳出の113ページです。交通安全施設整備事業ということで、子どもたちの交通安全に係るところの資料を要求しましたら、い

ろいろ作っていただいて、タブレットにアップしていただきまして、ありがとうございます。ここ何か所か工事をしていて、すごく大変な状況で、樹木の剪定までやっていただいているというのが分かったのですが、去年は55事業やっていますが、そのほかにもまだ要望が出ているのかということと、それからあと笠原小学校の通学路で、去年から横断歩道を造ってほしいとかいろいろ出ている。それも通学路の安全対策にはなると思うのですが、それらも含めて今やり切れていない。去年の事業のうちでやったけれども、積み残しがないのかどうか確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）第5期の通学路整備計画の中で鴻巣市がやらなければいけないのが130件ほどございます。令和3年度55件をやらせていただいたのですが、当然今年度も33件を予定しております。この事業の中で補助金を使えるということで、令和4年度16件を補助対象としております。その後、令和5年度までその補助が使えますので、そこには補助が使えるものを先行して、それとすぐに対応できないものも15件ほどあります。そちらにつきましては、改修とか改良に合わせてどういったことができるかも含めてその130件の対応をしていきたいと、そんなふうに考えています。

（竹田）ということは、いろいろ補修しても壊れたりすれば直したけれども、計画どおり進まないということもありますけれども、先ほど130件は積み残しているということでお答えになりましたけれども、出してあるものを基本的には何年計画でクリアしようとしているのか伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）130件の中に令和3年度に行ったものは55件ありますので、それを除いたものについて、今年度と令和5年、補助対象は令和5年、令和6年以降も残りを全てやっていくのですが、通学路整備計画も5年に1回見直しとか、新たな要望というのがまた来ますので、基本的には今130件あったから130件で終わるというものでもないのかなというふうに考えています。なので、継続的にこの程度やっていければというふうに考えています。

（竹田）続いて、299ページの街路樹の維持管理事業です。昨年度はけや

き通りの剪定をしていただいたり、いろいろしてはいますが、樹木は伸びるということを考えると、なかなか悩ましいこの街路樹の維持管理事業だというふうに思いますが、ちょっと計画そのものを例えばエリアごとに分けてやるとか、そういう計画があるのかどうかも含めてお答えください。

（都市建設部参事兼道路課長）樹木の剪定については、樹木の種類、成長度合いが違いますので、エリアというわけにはいかないのかなというふうに考えていまして、まず高木のケヤキに関しては2年に1回、冬に強剪定を行うと。イチョウは3年に1回。中木のプラタナス、これは年1回、秋に強剪定。ハナミズキは、3年から4年に1回軽剪定。ツツジにつきましては、どうしても視認性が悪くなるという苦情もいただいておりますので、年1回刈り込みを行っているような状況です。

（竹田）それで、例えばケヤキは2年に1回点検して、伸びたところは直していくというので、ケヤキって落葉樹ですよ。ということは、かなり近隣の皆さんにはご協力いただいているので、要望があれば清掃用の袋を提供しますというのが今市のスタンスですよ。だけれども、要望があればではなくて、市民の皆さんの協力があって下の落ち葉なんかもきれいになっているという点では、対象区域の自治会に積極的にごみ袋を配布していくというスタンスに私はなったほうがいいのではないかとこのように考えますが、検討いただけるかどうかお聞きします。

（都市建設部参事兼道路課長）皆さんのご協力があって道路がきれいになっていることは、道路課としても大変ありがたく思っております。また、住んでいる前の道路をきれいにしていただいているということも感謝しております。そういった点からも、そんな中でケヤキなんかは非常に枯れ葉が多く出ますので、積極的に自治会、ケヤキがあるような通りには袋の提供をしていきたいと、そんなふうに考えております。

（竹田）同じページの道路改良事業です。道路改修とかいろいろありまして、これも丁寧に資料を作っていただいております。道路改良した後の工事の完了検査というのは、現地に行ってみていただいていると思うのですけれども、その中で先日あったのは、改良工

事した後にそこで出た砂利などを周辺に置いていったというのです。それ下谷の方からこういうふうに砂利を置いていったと。工事事業者もはっきりしていますけれども、その完了検査の在り方、例えば出てきた砂利とかそういうものもきれいに、近隣に迷惑のないようにしているかどうか、完了検査の結果も含めた対応についてお聞きします。

（都市建設部参事兼道路課長）その工事の中身を、私ちょっと今年度からなので詳しく状況が分からないのですが、基本的には当然、工事が完了しているときには全てそういう土砂とかがないような状況でいつも検査を行っております。今回の場合がどういう状態なのか、ちょっと詳しくは担当に確認した上で、今後そのようなことがないように指導していきたいと、そんなふうに思っております。

（竹田）いわゆる工事業者のモラルの問題だと思うのです。ですから、工事の発注をしたりとかする場合も、契約の段階でよく指導をしていただいて、やっぱり信頼される仕事をしていただくようにちょっとご指導もお願いしたいと思いますが、できるかどうか確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）工事を発注する段階では、一度地元で工事の概要について説明を、訪問するなりチラシを配るなりはしておりますので、それを踏まえて、そのときにいろいろな苦情を受けたときも適切に対応できるように指導していきたい、そのように考えております。

（竹田）305ページです。都市計画課の駅施設等維持管理のエレベーターとエスカレーターの管理です。これは、令和3年までは直接維持管理をお願いしていたのです。それとあと、令和4年度になって包括管理になって、こことの関係ではどうなのでしょう。今年の7月に雨が降って、駅のエスカレーターが止まっていたのですけれども、エスカレーターが止まっていることすら市に報告がなくて、私が止まっていますよと連絡したら、えっ、そうなのですかということのちょっと事例があったものですから、エスカレーターの管理の問題についてちょっとお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）鴻巣駅、それから駅のエレベーターとエスカレーターの故障の場合の管理体制と

どうか、連絡体制ということなのですけれども、委員おっしゃるように令和4年度より、エレベーター、エスカレーターにつきましては、鴻巣市包括施設管理業務ということで、株式会社JMさんのほうに業務をお願いしている状況です。万が一そういったエレベーターやエスカレーターが故障した場合は、今までは連絡が通常、駅員さんとか、それから施設を利用している市民の方から連絡が入るケースが多くあるのですけれども、業務期間中であればその連絡というのは担当課のほうに連絡が来るかと思うのですけれども、先日の場合は夜間、それから休日だったこともあって、この連絡が市の宿直のほうに入ったような状況です。宿直に入った連絡が包括管理の施設管理業務の委託先であります株式会社JMさんのほうに連絡が行きまして、JMさんのほうで当然対応していただいていたと。今まではその宿直に入った連絡が株式会社JMさんのほうにしか連絡が行かなかったということで、今回の7月の11日の集中豪雨を踏まえて、担当課のほうにも宿直のほうから直接連絡が来る体制と、それから宿直からJMさんのほうに連絡が入ったものについても、JMさんのほうから今までどおり都市計画課のほうには連絡するという体制を今回の事例を踏まえて見直しを行っております。今後、大雨や台風などの際は当然都市計画課の職員が被害状況等を確認して、万が一故障等が生じた場合につきましては、株式会社JMさんと連携をして早期復旧に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

（竹田）分かりました。駅の自由通路は、基本的には市の管理ですよね。ですから、市民は市に問合せをするわけで、誰に管理委託しているかというのは市民にとったら全然関係ないわけです。そういう点では担当課に来ると。何かあったら担当課が対応するということも含めた受け止めでよいですね。確認します。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）あくまでも施設の管理は都市計画課になりますので、都市計画課のほうで現地のほうを確認して、故障等がある場合は株式会社JMさんのほうに連絡するということが、委員おっしゃるとおりで進めてまいりたいと思いま

す。

（竹田）307ページの三谷橋大間線が今2期工事終わって、繰越明許にもなっていますが、一体どこまでどのように進んだのかということと、それからあそこの雷電と本町2丁目の間のところは片方側、斎藤医院のほうは広がったのですけれども、基本的には中山道の都市計画決定というのですか、都市計画道路として認定しなるとなかなかあそこら辺は広くうまく使えないのではないかというふうに思いますので、中山道との計画についてどう考えているのか伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）三谷橋大間線2期工事につきましては、用地のほうは昨年度に全て完了しております。工事については繰越し工事で順次進めているところで、今の状況ですと延長ベースで約76%になっております。今年度工事を発注しますので、これから、それをもって工事を完了させるという予定になっております。

それと、中山道線のほうの県の事業の関係ということで、中山道線のほうの用地取得率のほうが、暫定の幅員を造るというふうになっておまして、その用地全体ではなく、暫定形の用地の取得率として62%が令和3年度に完了していると伺っております。それと、今年度にも雷電側から右折車線に向けた工事をやっていくというふうに伺っています。

（竹田）ということは、市が中山道を拡幅すると、北側を基本的には拡幅すると聞いたのですけれども、都市計画というか、決定していないと県道はできないというふうにちょっと聞いているのですけれども、その決定というのはされているのか、されていないのか、ちょっと確認します。

（都市建設部参事兼道路課長）都市計画決定のほうは、もう既に中山道線もしております。その都市計画決定されたものに対して工事を着手しているその部分、暫定形の工事を着手している部分の用地取得率が62%ということで、都市計画決定されている部分全体からすると微々たるものなのですけれども、それも中山道線の拡幅幅員が決まっておりますので、その幅員に対しての、ずっと中山道線はやっていかなければいけないという決定はもう既にされている状態です。あとは、事業を進め

るか進めないかという中の暫定形の整備が先ほど言った62%ということで、交差点についてはある程度完成形になるように進めているところです。

(竹田) 309ページで、公園維持管理で、どこの公園なのかよく分からなくてちょっとお聞きをするのですけれども、1つはおおとり公園、おおとり公園は13の都市公園ではないですよ。おおとり公園のトイレトペーパーが朝ないのです。8,000万かけたけれども、トイレトペーパーもなくて非常に苦勞しているという人なんかもいるものですから、何ゆえにこういう事態になっているのかというのが1つと、おおとり公園はLEDを埋め込んでやりましたけれども、本当に役に立っているというふうなのかどうかということと、エルミパーク、あそこのベンチがなくて、ちょうど河津桜があるすごくすてきな公園なのですけれども、楽しもうと思ってもベンチがないということの3つについてちょっと教えていただきたいと思います。

(都市計画課副参事) お答えいたします。

まず、おおとり公園につきましては、広場やトイレの清掃をシルバー人材センターのほうに委託して毎日管理をしております。委員おっしゃるとおり、トイレトペーパーが紛失しているというような報告はこちらにも上がっていることから、駅前公園のほうに見回りを強化していただくように依頼しているとともに、予備を過剰に置かないように対応しているところでございます。

そして、埋め込み式の照明、こちらにつきましては周囲を明るくするための照明という考えではなく景観的な照明ということで、夜間利用する方の憩いになっているのではないかなというふうに考えております。

続きまして、エルミパークのベンチに関してですが、こちらのほう以前に置いてあって、撤去されたのではないかというような話もございました。というのも、周辺のお住まいの方から、駅前の公園のほうに若者が集まってうるさい、また浮浪者の方がベンチで寝ているというようなお言葉がありまして、そういったことからむやみにベンチを置かないという形で対応させていただいております。ただ、委員おっしゃるとおり、

きれいな公園ですので、やはり休んで見学したいという方もいらっしゃるかと思いますので、周辺住民の方と十分な調整をしてから設置するような形で考えたいと思っておりますので、今すぐちょっと設置というわけにはなかなかいかないかなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）続いて、315ページの市街地整備課の駅整備の庶務事業の中に裁判の費用って、今鴻巣市もいろいろ控訴というか、訴訟をされているのですけれども、この事業の弁護士費用が出ていないのですけれども、これは何ゆえなのかをお聞かせください。裁判の状況も併せてお答えください。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）竹田委員のほうのご質問の1つ目についてお答えいたします。

まず、弁護士費用の関係です。もう既に着手金につきましては支払ってございます。今後につきましては、裁判の確定を待ってその後の予算計上を考えているところでございます。

それと、2点目の現在の裁判の状況ということなのですが、鴻巣市が平成26年8月1日に行った都市計画決定、鴻巣都市計画鴻巣駅東口E地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定の無効確認、それと損害賠償の支払いを求めた訴訟でございます。平成28年9月以降の開廷でございますけれども、進行協議を含めて全32回、令和4年、今年の5月18日に結審となりました。それで、8月31日、つい先週のことでございます。さいたま地方裁判所105号法廷にて判決が言い渡されました。判決内容でございます。3点ほどありまして、1点目が本件訴えのうち都市計画変更決定の無効確認、こちら鴻巣市に対して求めたものです。こちらの求める部分については却下。そして、2番目、原告らその余の請求ということなのですが、内容的には埼玉県が組合設立認可決定取消し、それとまたそれに合わせた損害賠償というのがこの内容になりますが、そちらについてはいずれも棄却。そして、3番目として、請求費用は原告らの負担。市とすれば全面勝訴の形になります。現在が一審判決が言い渡された状況でございますので、現在では控訴期間中となります。そういう期

間ということでありますので、現在は原告側の動向について市のほうは注視している状況でございます。

以上です。

（竹田）321ページの市営住宅、先ほど聞きましたけれども、今の空き家状況をお聞かせください。

（建築住宅課長）現在のところ、350戸ありまして、入居が265ですので、全部で85戸の空きがあります。

（竹田）85戸もあるということは、逆に言えばもっと入っていただくほうがいいわけで、今結構整備されている住宅が増えているわけで、そういう点からいうと、もっと整備する。おうちを貸すのにはエアコンが当たり前、お風呂も当たり前、それから給湯器も当たり前という時代にあつて、給湯器はつけなさい、お風呂は自前でやりなさい、エアコンもありませぬという状況で入ると、まず市営住宅を管理しているところとしてどうなのかという認識と、それと例えば単身世帯が今多いですよ。単身世帯の場合も国の制度としてもっと規制を緩くしなさいという、いろいろなちょっと法律なんかも解除されていますので、そういう点からいうと、例えば困っている人で入りたい人をもっと検討する必要があるのではないかというふうに思いますが、検討されるかどうかお伺いいたします。

（建築住宅課長）今現在のお風呂とか給湯器、そういったものが今ないところがあるということなのですけれども、ない団地が何か所か確かにあります。今後についても、家賃等にもその辺は反映されていますので、今まで住んでいらっしゃる方との差別をするというのもちょっとよくないのかなというところもありますので、それについてはちょっと今後も今の状態が続くようになると考えます。ただ、前に使っていた方のお風呂とか、湯沸かし器とか、程度がよければそのまま残しています。次の方にそれで、大体ついていると喜ばれますので、そういったものを、前の方が使っていたものを活用するというのもちょっと有効な手段のかなというふうには考えています。

それと、もう一つ、単身についてなのですけれども、今の入居の待ちの

状況というのは、待っていらっしゃる方というのは3世帯となっています。こちらの3世帯の方も、ほかの市営住宅を紹介したところ、ちょっとそこでは嫌だと、登戸団地に住みたいのだというような状況ですので、ちょっとそこまで生活困窮というレベルには今っていないのかなというふうに考えていますので、そういったもし本当に困窮した方であれば、空いている部屋は結構ありますので、そういった部屋に案内することは可能だというふうに思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩させていただきます。

(休憩 午前11時31分)

◇

(開議 午前11時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時32分)

(開議 午前 11時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第60号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時53分)

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(川崎) それでは、資料も出していただいておりますけれども、北新宿のほうの事業の進捗状況ということでお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 現在の進捗状況、川崎委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

令和3年度末現在の事業進捗でございます。総事業費進捗率といたしまして76.4%、仮換地指定率99.7%、使用収益開始率50%となっており、整備進捗を図るよう努めてございます。

以上です。

(川崎) 今出していただいた資料のほうにもあるとおりなのですが、要するに何区画どうだったのか、画地ですとか、その辺のことについても教えていただけますでしょうか。具体的に。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 整備進捗の画地数につきましては、ちょっと今手元資料にないのが現状でございます。あくまでもこの整備進捗率は対事業費で進捗をお示しさせていただいているので、主要事業費の比率でございます。

以上です。

（川崎）では、令和3年度ということでお話ありましたが、今現在どのように進んでいるのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）現在の整備進捗でございますが、令和4年度に入りまして、昨年度から引き続きJRの踏切工事、こちらのほうについてJRと令和4年度の協定書を結びまして、徐々にJRのほうも踏切の工事を進めていると伺っております。具体的に令和4年度の踏切の実施内容でございますが、工事内容として、保線関係として踏切新設、あと側溝改良及び附帯工一式、それと信号通信関係につきましては踏切保安設備新設工事及び附帯工一式となっております。協定金額、現在1億5,774万円、こちらで協定を結びまして、最終的には、現在聞いているところによりますと、令和5年9月の踏切開通を目指していると伺っているところでございます。それが大きな内容でございます。以上です。

（竹田）今回、令和3年度では7区画が販売されたということで先ほどご説明がありました。そういう点では、この間からすると区画販売があったというのは一歩前進だと思うのですが、当該年度の事業進捗のための努力というのは特別何かあったのか、まず伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）事業進捗するため、保留地の販売について、こちらのほうでも相当努力のほうをさせていただいております。まず、保留地販売として実施した内容でございます。当然情報発信ツールとして市のホームページ上、こちら内の保留地販売のページには当然最新情報を掲載し、通年にわたりPRを実施しております。また、埼玉県ホームページ上内にある保留地紹介ページにはリンクを張らせていただいて、市のホームページに飛んでくることによって市の保留地の販売状況を確認できるようにしているところでございます。3年度の実施内容としましては、市のホームページに10月15日より新たな内容の掲載を開始し、11月1日より県内の住宅総合展示場、これは15か所、東については春日部住宅公園、西については川越のハウジングギャラリー、南についてはプラザ浦和、北については本庄ハウジングステージ、こち

らを全て回りまして、そちらの中に入っている展示場の事務所のみならず、167のモデルルーム、合計ですけれども、そちらに個別に訪問させていただいて、各メーカーさんに保留地のこういった情報ありますよというPRをさせていただきました。また、昨年度も実施した近隣事業所3か所、これは埼玉りそな銀行吹上支店、それと岩崎電気の行田工場、また埼玉県信用金庫の本店、こちらの社員食堂にチラシを置かせていただいて、鴻巣市内JR3駅、鴻巣駅東口、西口、それと北鴻巣駅東口自由通路下2か所、吹上駅については北口と南口、JR行田駅、これは自由通路の清水町側になるのですが、こちらに掲示板にチラシを掲示させていただき、PRをしました。また、新規抽せん販売情報につきましては「広報かがやき」11月号に掲載したほか、11月15日にツイッターのフォロワーさん、またラインのお友達登録の方々に対してご案内させていただくとともに、市のホームページ上内には「広報かがやき」により配布される、11月15日に申込み案内、こちら手順書等詳細や申込みの様式を掲載し、より多くの方々にご理解いただけるように配慮をさせていただいたところですが。さらに、現地の保留地に掲示してある立て看板には、現地の確認の目に留まった方がスマートフォンのホームページにリンク先の情報を確認しやすいようにQRコードを入れる、そういったことなどを工夫させていただいております。また、12月5日、こちらに開催した抽せん会、こちらの終了後、翌日の朝にはホームページを更新するとともに、チラシの内容も更新し、12月20日から24日にかけて県内の住宅展示場、先ほど申し上げました15か所、こちらに再度回りまして、お休みのところはあったのですが、161棟のモデルルームにまた再度個別案内を実施し、保留地のPRを実施したところでございます。

以上です。

（竹田）そういう努力もして、売れるということは人口が増えるということですが、計画人口が5,000人になっていますよね、出していただいた。それから見ると、今実際に北新宿の事業で増えた人数というのはどのぐらいですか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）増えた人数、当初の人数、今現在

はちょっと数字ないのですけれども、計画人口5,000人に対して、直近の数字としましては、令和4年4月1日の人口をこちら調べております。

4月1日の人口は1,922人となっております。

以上です。

(竹田) 今後の見通しとして、先ほどJRの踏切工事ということで、令和5年度から工事が始まるということでもいいのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 踏切工事につきましては、継続費にて既に皆さんにご審議いただいております。令和2年度に全体の協定を結びまして、令和3、4、5、この3か年をかけて現在北新宿踏切、それと不動踏切、そちらのほぼ中間部分に新設の踏切を設けまして、今まで既存で使っていた北新宿踏切と不動踏切を除却する、こちらを3か年かけて実施すると。令和5年の9月、こちらに今現在JRのほうが開通、新しい踏切が出来上がるということで伺っているところですが、開通と同時に今まで従来使っていた2つの踏切については交通閉鎖、閉鎖をしまして除却作業に移るという形を伺っております。

以上です。

(竹田) 分かりました。ということは、今回出していただいた、資料請求したものもホームページには確かにアップされているのです。だから、そういう点からいうと新しい踏切の場所はこちらですよという部分は何かホームページではアップされているのですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) ホームページ上に北新宿事業の事業計画図という図面が掲載されております。そちらの中に区画整理事業の全体の路線、またこういう街区計画でありますというのを上げさせていただいているところです。当然踏切の位置につきましてもそちらに掲載されておりますので、ご参照いただければと思います。

以上です。

(竹田) 分かりました。そもそもこの区画整理事業のときには踏切はアンダーにしようというのが最初の計画でしたよね。それで、あまりにもお金がかかり過ぎるというのも含めて事業計画を何回か見直していただいて、今のフラットの状態で踏切の工事の今の段階に進めてきていると

いうことは、事業を進めるのに非常に膨大にお金がかかって、事業計画費は97億2,300万円ですよね。先ほどの1億5,574万円という踏切工事にかかる部分はこの工事費の中に入っているのかどうか、費用負担についてはどのようにJRと協議されているのか伺います。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まず、1点目、当初からの計画の関係でございます。当初の事業計画、これは平成7年の事業計画でございますけれども、当初事業計画では都市計画道路、こちらは富士見通線南北幹線、そちらがJR高崎線南側まで計画されておりました。そちらの道路というのが県道行田東松山線から鴻巣市内の南2丁目、榎戸2丁目、荊原を通り、事業地域内を通過しながら国道17号へ取りつく、区内を南北に通過する幹線道路ネットワークとして当初計画されて、JR高崎線との交差点においては、交通需要を鑑みて立体交差、これは当時アンダーパスとして計画されました。当然、当初の事業計画においては、道路ネットワークや街区形成のレベルが高く、物件移転戸数が多くあったため、移転交渉などに時間と事業費の多くを費やすことになり、事業進捗が進みづらい状況でございました。そこで、事業進捗が多く図られるように、先ほど委員の申しました幹線道路網、街区形成などの事業計画の見直しを平成30年2月行いまして、その際に事業費の縮小なども図りながら都市計画道路の計画縮小が行われたものでございます。

それと、線路の事業費、こちらの事業費につきましては現在の事業計画の金額に含まれてございます。

以上です。

(竹田) 分かりました。では、総事業計画費97億2,300万円は踏切工事も含めてやっているのか、これ以上増えないというか、こういうことで、解釈でいいのかということが1点目と、それからもう一つが公共施設整備費の進捗率、これは公共事業というか、道路も公共に入ると思うのですけれども、ここの見通しについて最後お聞かせください。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 公共施設整備費の進捗率43.5%、こちらなのですけれども、こちらの公共施設というのが道路、公園、公園につきましても、こちらの事業費で対応しているのは公園の街区形成

及び周辺の柵、外柵まででございます。それ以外の中の整備につきましては、こちら事業費には見込んでいない状況です。中の整備につきましては各事業者、公園であれば市の都市計画課、また調整池等の形であれば市の下水道課、そういったところの整備をするような形で、こちらの区画整理事業費の中には含まれていない状況でございます。

（竹田）分かりました。ということは、一般会計からのいわゆる繰入れというか、一般会計で道路を造ったり、それから周辺のあれを造るということですから、全体の事業費には入っていないけれども、さらに増えていくというか、公共施設の整備はまだ半分しか進んでいないのですよね。進捗率からいえば43.5%ですから。今までかかった分と含めれば、どのくらいの費用がかかるというふうに試算をしているのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）公共施設整備の中には、一つ、公園、公園につきましては今後事業計画の中で、こちらの北新宿の計画外で各事業者、都市計画課さんが考えていきますので、そちらのほうの試算については、こちらのほうはちょっと申し上げることができません。道路につきましては、現在の使用状況というのがちょっと今手元にデータがないので、どのくらいかというのはちょっと申し上げられないところでございます。また、先ほど申し上げました下水道のほうの調整池、下水道整備についてはまた事業関係がこちらではなく違う事業で実施していることから、ちょっとお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

（竹田）ということは、北新宿の区画整理の中に公共下水を入れたりとかやっていますよね。公共下水と水道事業ではおおよそどのくらいだというふうに含んでおられるのでしょうか。上下水道部いますから。

（上下水道部長）実際に幾らかかるといふ試算はまだしておりません、実際のところ。年度ごとという、事業計画については北新宿の区画整理事業で土地なりがある程度仮換地が終わって、道路整備を、では来年度してくださいというようなお話をいただいて、設計をして工事という、そういう流れでやっておりますので、実際のところは幾らかかるといふ

試算については、申し訳ないですけれども、試算しておりません。

（竹田）分かりました。

それで、これまでやった道路整備事業ありますよね。9メートルの区画道路だったり、6メートルの道路だったりとかして、あそこのエリアの中には止まれとか、いわゆる道路標示がないのです。実際に住んでいる人たちにとれば、非常に自由勝手に入ってきているというところの交通規制については警察とはどのような協議をされているのか、最後お聞きします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）交通規制、また区画線に向けてのお話でございます。実は区画整理事業地内、既存の道路に関しての止まれ、横断歩道、そちらに残っているものについては拡幅後に同様の場所に設置している状況で、新規に、要は新たに設置できてはございません。過去に事業実施、また実施途中でも、県警との協議をしながら、止まれ規制、また区画線等について過去何度か警察協議を実施しております。それで、県警または警察のほうから示されている条件とすれば、まず1つ、市道の認定をしてください。過去ですね。市道の認定をしてください。それと、あと一つ、ある程度の整備が終わってから考えましょう。整備がされていないと、これからの計画の中で区画線を引くことが今現在は不適と考えていらっしゃるということです。それとあとは、交通量がのっていないところに規制が要らない。交通量が全然ないのに、規制をかけることがまたということで、警察のほうはこの3つ、先ほど1番目から申し上げますと、市道の認定、それとある程度の範囲の整備、それと3つ目が交通量、こちらのほうを3つほど条件が出されていたのが過去の履歴です。実は今年度に入りまして、県警のほうと特定の交差点について、やはり危険が、交通量も周辺のところが終わりました、規制がやはり必要だと、また地元の自治会のほうからも要望をいただきまして、この交差点については危ないから止まれを設置してほしいというような要望ございました。そこで、実際に県警と、7月末だったと思いますけれども、7月の後半に県警と協議を行いました。そこで示された条件の中では、現状のほうの状況をよく理解いただいて、またなおかつ市

道の認定までは要らないですと。県警のほうから言われたのは、市道の認定ではなく、そちらの街区道路の番号が示されていればそれでいいですと。ただ、周辺のところはここまで整備が整って、そちらのところについては危険というのも認識できるということから、1つだけ止まれを新規で追加していただけるように、おおよそ協議が調い始めたところです。また、そちらの交差点、現在吹上小学校に通学しているお子さんが多くいらっしゃいます。学校に聞いたところによると、200人弱の方がそのところを、交差点を使われるということで、小学校、また中学校、それと北新宿地内には、吹上中学校のほうに聞いたところ、10名ほどまだ吹上中学校に通っていらっしゃる方がいらっしゃるということを知りましたので、吹上中学校のほうにも確認をして、そちらの交差点に横断歩道を新規1面、今1個あったのを2つに、2面にしてもらえるような話で協議をちょっと進めております。また、地元の自治会さんのほうにも話を進めているところで、意見集約ができれば、また新規で交通規制などをしていただける方向というのをちょっと協議の中では進めているところがございます。また、全体を通してやはり区画線、また止まれということも必要だというふうに考えておりますので、県警とまた逐次協議をしながら、追加したり、また極力全体をある程度進み具合を見て区画線等の整備をし、交通安全のほうが実施できればいいかなというふうにごちら考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第60号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 60号と同じ内容でお聞きするよというのを通告させていただきましたが、事業進捗のための広田中央の区画整理事業で努力されたことと、また今後の見通しをお尋ねをします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) まず、1点の事業に対するの努力したこと、保留地の販売につきましては、北新宿と同様、相当PR活動を実施しながら販売促進に努力をいたしてまいりました。

また、次に今後の事業の方向ということでございますけれども、現在、事業完了に向けて今後のスケジュールを考えているところです。現在、事業計画期間、皆さんのほうにちょっと今資料のほうを出していますが、令和7年度末となる8年の3月31日までと事業計画ではなっております。事業地内におきましては、整備が残る1街区、2街区、こちらに隣接する道路築造工事を令和4年度、今年度ですが、区12-1号線、こちらを実施し、次年度、令和5年度には区6-1号線を実施する計画で、主な工事につきましては5年度末の終了を目指して進めているところでございます。工事完了後につきましては、換地処分や事業の清算に向けて事業内容の整理を行いながら、事業完了へのスケジュールについて今

後精査してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）出していただいた資料を見ると、保留地処分状況を見ると、区画数が81で、これは4月1日の時点ですけれども、うち処分済みの保留地が72というふうになっていますよね。だから、81の中の72、あと9区画が残る感じなのですけれども、ここはどうなのかということと、あと計画人口が1,500人ということですが、先ほど北新宿は1,922人ということで、広田の中央土地区画整理事業をやって広田小学校に入る子どもたちが増えて、教室数が足りないというふうなこともありますけれども、実際の人口というか、この時点での計画人口との関係ではどうなのか伺います。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）ちょっと先に、では2点目のほうの人口についてお答えしたいと思います。

広田のほうにつきましては、計画人口1,500人になってございます。現在、直近のものと令和4年4月1日、こちらの人口になりますけれども、1,261人の現状でございます。

それと、初めにちょっと質問がございました。順番が逆になってしまって申し訳ないです。広田のほうの保留地の状況をご質問いただいたかなというふうに思っております。保留地のほうにつきましては、あくまでも私ども目標でございますけれども、一応事業完了までには全区画販売終了を目指して実施したいなというふうなのが一つの目標でございます。目標を達成するまでに、今後残っている保留地の販売計画、売却の計画になりますけれども、今現在のところは2区画現在販売している最中です。それ以外はもう全部完売している状況なのですけれども、今後新規で、今年度につきましては5区画を新規販売を計画しております。また、次年度も残された区画、令和5年度や6年度、こちらで残された区画を販売しながら、令和6年度には、6年度というのが、実は1街区のところ、こちらに保留地が約360平米ほどございます。1街区の整備が令和5年度に完了を考えておりますので、使用収益開始、販売開始が令和6年度になるかなと。これを最後に販売を予定し、全区画販売を目指

して今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）あともう一点、先ほどお尋ねした公共施設整備費の進捗率が81.2%ですよね。あとこの残るところはどういう計画があるのかお尋ねをします。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）公共施設整備費、こちらにつきましては当然道路、調整池、公園、公共施設用地、そういったものが含まれての内容になっております。やはり先ほど申し上げましたように、道路は今後整備で進めていきますけれども、残るところといたしまして当然公園整備、全ての公園がまだ整備されてございません。また、公共施設用地というのも中にございますので、そちらのほうにつきましては各所管するところで実際事業をどのような形にするかとかというのを実施していただくことになると思います。

一応そちらになりますので、以上です。

（竹田）すみません。ちょっと私の認識不足でいけないのですけれども、この広田中央特定土地区画整理事業地内の道路というのは市道として認定されているのでしたっけ。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）広田中央の既存の道路につきましては、過去、平成17年3月25日に1度認定しまして、また平成17年9月14日に再度また追加で認定してある、2度ほど過去に認定をされています。ただ、それ以外に既存の市道の網がかかった状態で廃止、認定等はそれ以降が行われていませんので、現在の街区道路との最新の状況にはなっていない状況です。今後、事業完了を見据えながら、また議会のほうにお諮りいただきながら、新規の道路認定等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。

広田の中には、先ほど言った1,261人お住まいですよね。あそこにはスーパーもあったりしています。学校に行く子どもたちもたくさんいる。そういう中で、市道の認定についてはやはり早めに規制を、先ほどの3つ

の条件を見たときには、早めにちゃんと規制をかけられるようなことをしたほうがいいのではないかと、政策的にね、思うのです。そうした点からいうと、市道の認定というのは、道路が昨日見に行ったときの開発途中でも市道の認定ができる。張りついても市道の認定ができる。計画道路として、ふるさと総合緑道のように何にもなくても市道として認定できるわけです。だから、そういう点を考えたときに、事業計画上でも88.8%、ここには街区道路を造るとか、市道を造るというふうなことであるならば、やはり政策的にちゃんと市道の認定を早めに行って、その地域の人たちの安全をどう守るかという視点で私はやっていったほうがいいのではないかと思うのです。そういう点ではどうでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 委員おっしゃるように認定を早める、それは確かに一つのご意見としては確かだなというふうなところがございます。ただ、基本的には区画整理事業、換地処分を基に土地の登記がされたり、権利関係もその道路に、鴻巣市という登記簿が生まれてくることから、ちょっと一般の開発とはまた違った形なのかなというのが現状でございます。ただし、やはり交通安全を考えたときには交通規制などの協議も当然必要なことから、今後県警等も含めて協議を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

(竹田) 分かりました。いわゆる仮換地指定は全面的にやられているのです。もうこの場所は区画整理で販売しますと、ここは公共用地ですとかというふうに仮換地指定しているわけですから、市道として認定していくという点で、販売したときは誰のかというのはあるけれども、公共としての使われる部分なんかは分かるわけです。いわゆる仮換地指定を100%ですから。そういう点からいうと、道路がなくても認定するということは、テクニック上はできるという受け止めがいいのですか。確認します。

(委員長) 休憩いたします。

(休憩 午後1時42分)



(開議 午後 1 時 4 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) 道路の認定との関係につきましては、当然認定も進捗の状況によって、こちらのほうとすれば道路課のほうに依頼をしながら、認定という方向についても考えられることございますが、最終的に当然地区内の交通利用を鑑みながら、交通安全が一番だというふうに考えております。交通安全を進める上では、当然のことながら、先ほど申し上げたように埼玉県警、また所轄の警察署との協議を行いながら、その進捗度合いを見ながら、また道路課さんのほうに認定のほうについて依頼をしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第61号 令和3年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 8 分)



(開議 午後1時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第55号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) 今、経緯についても詳細にご説明いただいたわけなのですが、通告も出しておりましたので、改めてお伺いいたします。

道の駅整備事業用地に搬入するという事で、5,000立米搬入するという事でございますけれども、その効果について伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 建設発生土の利用は、道の駅整備事業における造成工事に係る費用の縮減や公共工事における建設発生土の有効利用に寄与するものと考えております。また、道の駅整備事業において、一部購入土として搬入するよりも、建設発生土を利用することによりまして費用の削減効果があると考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 令和4年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第1号)につ

いて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和3年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(竹田) 通告を出していますので、通告順で質疑をしてみたいです。

477ページの委託費です。施設維持管理委託料の内訳です。これは笠原第一、笠原第二、郷地安養寺、上会下地区のそれぞれの委託料になっていますが、ここのそれぞれの処理人口と、それから施設の面積、それから支払いの時期、これは54万とかいろいろ出ていますので分かりますが、支払いの時期についてまずお尋ねをします。

(上下水道部参事兼下水道課長) まず、委託料の内訳でございますが、各施設内の清掃、ごみの処分、草刈りなどを実施していただいているところでございます。

続きまして、処理人口でございますが、各施設ごとに申し上げさせていただきます。こちらは、令和4年4月1日現在の処理人口になっております。まず、笠原第一、こちらが898人、続きまして笠原第二、こちらが804人、続きまして郷地安養寺が695人、上会下が249人となっております。次に、施設面積でございますが、こちらも順に回答いたします。まず、笠原第一が面積が1,338平方メートル、続きまして笠原第二が1,864平方メートル、続きまして郷地安養寺が1,895平方メートル、続きまして上会下が991平方メートルとなっております。

続きまして、支払いの時期でございますが、こちらは地元管理組合と毎年契約を交わしております、前期分を10月末までに、それから後期分を翌年度の4月末までに支払うということで、年2回の支払いということで契約上なっております。

以上です。

（竹田）分かりました。それで、これは地元の利用者の代表者の方と契約をして、委託しているということでもいいですね。これまず確認します。

（上下水道部参事兼下水道課長）地元の管理組合長と契約を結んでいるところでございます。

（竹田）管理組合長さんとの関係でやって、これは5年間多分54万円だと思っんですけれども……5年間ではなくて、ごめんなさい。54万円を5年間続けていたと。ちょっと昔情報開示請求したときに、今年度分含めて54万円ですずっと5年間この金額でやっているということは確認をしているのですけれども、実際に管理組合の組合長さんは代表者でいるのですけれども、実際に委託を管理して、組合長がやっているわけではなくて、地元の利用者の中から誰か清掃したりとか、やってくださいませんかということをお願いをしている。その点では、やり手というのは足りているのか、足りているというか、やり手確保というのはどうなのでしょう。

（上下水道部参事兼下水道課長）管理につきましては、4月に入ってから笠原第二の実際管理している方がお見えになりまして、最近では業務を行ってくれる役員の方がおらず、実際同じ方が長くやっていただいているケースもございます。また、役員の方も高齢化してきておりまして、業務の遂行は大変だというお話は伺っているところでございます。

（竹田）ということは、毎日毎日清掃に行ったりとか、順調に農業集落の場所を回さなければならないわけです。また別に委託業者はありますけれども、でもそれを毎日毎日回さなければならない人たちを確保するというのは非常に私は大変かなというふうに思うのです。ですから、年間、先ほど10月と翌年度、3月末でやめて4月に支払うというのは、委託を受けてやっている人にとれば、もっと小まめに、小まめにとって、せめて年に4回にするとか、2か月に1遍だと振込手数料がかかるということもあるかもしれませんが、そこら辺の対応というのは検討できるかどうか伺います。

（上下水道部参事兼下水道課長）先ほど申し上げましたけれども、地元

の方がお見えになったときも、実際半年払いになっていますので、できれば月払いというご要望もございましたので、今後はそういったものを検討してまいりたいと思っています。

（竹田）分かりました。

それとあと、今後、農業集落排水事業のエリアというのはいわゆる農村地域ですから、笠原小学校がなくなってしまうと。今、上会下地区なんかも統廃合というか、小中一貫教育にしようという動きがあるわけですから、そういう点からいうと、本当にそこに住む人たちが確保できなければその場所の清掃とか維持管理もできないのですけれども、その点では地元の人たちの管理組合の組合長さんとの関係では何か話していらっしやいますか。

（上下水道部参事兼下水道課長）実際のところ、管理組合長さんとのそういったお話というのはまだしておりませんが、先ほど申し上げたように高齢化していることもございますし、やり手がいないということもございます。そういったことから、今後は、実際別で施設の保守管理もやっておりますし、それからもしくは外部への委託、そういったものを今後検討していかないとそういった今の現状の管理ができなくなるのかなということ考えておりますので、今後は地元さんと協議をして、今後のやり方について検討してまいりたいと思っています。

（竹田）分かりました。ということは、いわゆる管理組合の組合長さんの意見を聞いて、組合長さんがその責任の下で管理する人を確保しなくてはいけないわけですから、よく実情を聞く。そして、人手不足という点からいうと、頑張っていていただいている方にちゃんとその頑張っていていただいているにふさわしく、年に2回ではなくて検討していただくということでしたが、やはり対応していただきたいというふうに思うのと、それからもう一つは、一体の管理として、今機械の維持は別の業者にしていますよね。だから、その機械の維持の点検も含めたら、やっぱり一体のものとして管理していただくほうが私はいいのかなというふうに思うのですが、それらも含めて検討していただくという受け止めでいいのかなどうか確認します。

(上下水道部参事兼下水道課長) 検討してまいります。

(川崎) では、ちょっと質問がかぶるかもしれないのですがけれども、処理区域内人口等を最初に示されましたけれども、2年度と比較して増減がどうだったのか伺います。

(経營業務課長) 2年度との比較ということで、これ全体のということでございますか。笠原地区のものではなく。

(何事か声あり)

(経營業務課長) 農集の接続世帯数につきましては、令和2年度が995世帯、令和3年度は994世帯となり、1世帯の減少となりました。また、水洗化人口は、令和2年度が2,495人であったのに対し、令和3年度は2,476人となり、19人の減少となりました。

以上でございます。

(川崎) そしたら、最適整備構想を策定する中で更新計画を立てていると思うのですがけれども、今現在の状況について伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 最適化整備構想の中で各処理施設の老朽化、緊急度により機能保全構想を算定しまして、更新を検討いたしております。その結果、4処理地区を40年間の建設コストを平準化し、また日常的な維持管理及び適切な時期に軽微な修繕を行うことで施設の長寿命化、延命化を図ってまいります。今後、この結果を基に、施設の統合や現状の施設を継続、合併浄化槽の新規設置など、再編整備計画に検討を行ってまいりたいと考えております。

(川崎) では、今の答弁に関連してということになるかと思えますけれども、平準化を図っていくということでもございました。歳出総額を見ますと、前年度と比較すると564万円で4.7%の増加になっているかと思えますけれども、この理由ということについて、今のコスト平準化にしていく中でというようなことも関わりがあるのか、その理由も含めて聞かせていただきたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時27分)



(開議 午後 2 時 3 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上下水道部参事兼下水道課長) すみません。更新工事を行いますと一度に多額の費用を要してしまいますけれども、平準化ということで前倒しに修繕を行っているものもございます。前年度は上会下の集水タンクを修繕(P.61「水中ミキサー交換などの修繕」に発言訂正)を行いました、前年度よりも金額等は上がっておりますけれども、これも平準化の一つと考えております。

以上です。

(川崎) 分かりました。

それでは、最後の質問なのですけれども、473ページに農業集落排水事業債ということで1,100万円が計上されております。いずれ企業会計ということであると思っておりますけれども、そうしましたときに令和2年度と比較しての有収率、年間降水量などとも関係してくるかと思っておりますけれども、それとその状況についてお伺いをいたします。

(経營業務課長) まず、有収率についてでございますが、令和2年度の有収率が86.8%であったのに対し、令和3年度の有収率は92%となり、5.2%の増加となりました。これは、昨年度と比較して使用水量が減少はしていますが、年間の降雨量が少なく、使用水量の減少以上に下水管路への浸入水が抑制されたことが影響していると考えられます。また、年間降雨量は令和2年度の降雨量が1,195ミリであったのに対し、令和3年度の降雨量は1,076ミリとなり、約10%の減少でした。

あと、公営企業会計の関係でございますが……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 3 4 分)



(開議 午後 2 時 3 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経營業務課長) 公営企業会計への移行支援業務の関係でございますが、農業集落排水につきましては令和6年度の予算から公営企業会計に移行

することを予定しております。そのために、令和２年度、令和３年度、４年度、５年度にかけて資産の調査と公営企業会計の設立に向けた条例の整備などを準備しているところでございます。令和３年度につきましては、固定資産の調査とか、農業集落排水の資産がどういう状態になっているのかという調査業務を実施したところでございます。以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 令和３年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和３年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後２時５９分）



(開議 午後3時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課長より発言の訂正の申出がございましたので、許可いたします。

(上下水道部参事兼下水道課長) すみません。議案第58号の農業集落排水事業特別会計決算認定の中の質疑の中で、川崎委員からの質問の平準化の関係でご質問ございまして、私のほうで上会下施設の集水タンクなどの修繕と申し上げたところを水中ミキサー交換などの修繕ということで訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、まず年間有収水量が減少しましたけれども、その理由について、そしてまた一方では有収率は前年より上がっているわけなのですが、そのことについてお伺いいたします。

(経營業務課長) 年間有収水量の減少の理由ということでお答えさせていただきます。

有収水量が減少した要因は、令和2年度につきましては、緊急事態宣言が発令され、コロナ禍により自宅で過ごす時間が増えたことにより家庭用の水量が増加し、有収水量が令和2年度は増加しました。令和3年度につきましては、ワクチン接種が開始され、外出を控える状況が令和2年度よりも緩和され、感染症対策と経済活動の両立により家庭用の水量は減少し、有収水量も減少しました。また、コロナ禍に限らず人口減少や節水機器の普及により有収水量は減少傾向にあります。

有収率につきましてはお答えいたします。令和3年度は、令和2年度と比べますと配水量全体が減少しております。無収水量、有収水量ともに少なくなっており、このうち無収水量の減少は大きく、これにより有収率

が増加していると考えられます。また、配水管の布設替え工事により漏水防止対策が進んでいると考えられます。また、無収水量の減少理由といたしましては、料金収入と計測されない数量、配水管洗浄作業で使用した水量が令和2年度より令和3年度が少なかったことが考えられます。近隣事業体の有収率ですが、令和2年度の数値ですが、鴻巣市91.3%に対し、上尾市93.5%、桶川北本水道企業団94.2%と鴻巣市を上回っており、熊谷市90.6%、行田市89.3%と鴻巣市を下回っています。

以上でございます。

(川崎) それでは、お聞きしたいのですけれども、緊急時への備えとして、鴻巣地域と川里地域との水道水の相互融通を可能とするため、地域間の配水連絡管整備を行っています。また、先ほどの説明でも、7ページのところに1,000万以上の建設改良工事の概況が載っているわけなのですけれども、今申し上げました配水連絡管整備工事の詳細などと主な工事についての詳細をお願いいたします。

(水道課長) それでは、令和3年度の工事の内容といたしまして、ちょっと簡単にご説明をさせていただきます。

まず、ご質問いただきました鴻巣地域と川里地域間の相互融通を可能とする配水連絡管整備工事の内容ですけれども、これに関しましては、鴻巣地域と川里地域をダクティル鑄鉄管のGX形のファイ200ミリで令和2年度と令和3年度の2か年をかけて結ぶ工事で行いました。これによりまして鴻巣地域と川里地域の水の相互融通が可能となりまして、災害時等におけるバックアップ体制の強化が図られました。安養寺から屈巢に向かう県道鴻巣羽生線の歩道から市道1249号線に入りまして、特別養護老人ホームの北側に向かうルートでJAほくさい川里中央支店の裏で既設の管と接続を行いました。延長は、ダクティルのGX形でファイ200ミリで854メートル、これに関しましては補助金を充ててございまして、生活基盤施設耐震化等交付金の対象事業としてやっております。交付金は、対象金額の4分の1をいただいております。

続きまして、今のが布設替えの工事になるのですけれども、新設の工事、こちらの主な工事といたしましては、配水管新設工事(R3-1工区)、

こちらが北新宿第二土地区画整理事業地内で行っております。これは、北新宿第二土地区画整理事業地内でJR北側に配水管を布設する工事でございます。主にH I V Pの耐衝撃性硬質塩化ビニール管ファイ75ミリを373.94メートル、仕切り弁ファイ75ミリを9基、地下式単口消火栓、これを2基で、こちらの工事は北新宿の土地区画整理事業の進捗に合わせて水道事業の拡張工事となっております。あと、新設及び布設替え工事というのもございまして、主なものといたしましては配水管新設及び布設替え工事（R3-23工区）、こちらが八幡田地内で行っております。これに関しましては、八幡田地内において国道17号を推進工法によりファイ300ミリの水道配水用ポリエチレン管を横断させる工事となっております。主な内容といたしましては、ダクタイル鋳鉄管のGX形のファイ300ミリを127.2メートル、それと先ほどの水道配水用ポリエチレン管のファイ300ミリを34.8メートル行っております。

以上が主な工事内容になります。

（竹田）では、早速3問について質問いたします。

まず、2ページ、今水道課長が説明された中で配水管の布設替え工事というのが幾つかありますけれども、全体は今どこら辺まで布設替えの工事がされているのかどうか、進捗率というか、パーセントでお答えください。

（水道課長）まず、令和3年度の実績のほうになりますが、新設の工事分が2,258メートル、布設替え分が2,941メートルで、合計で5,199メートル、それに受贈財産分として開発、個人分が612メートルで、合計5,811メートル、こちらのほうを昨年度施工してございます。

進捗というのは特にはございませんが、一応耐震化率は8.9%（P.71「9.4%」に発言訂正）までは進んでございます。

（竹田）すみません、私まちづくりにしばらくいなかったものですから、ちょっと認識が遅れているかもしれないのですが、いわゆる石綿管から鋳鉄管に布設替え工事を今進めているという認識でいいのかどうか、ちょっとそのことからまず確認します。

（水道課長）今までは確かに石綿管の布設替え工事を中心に行っていま

したが、今後は創設当時に布設された鑄鉄管や老朽化したポリエチレン管等を計画的に布設替えを行ってまいります。そのため、資金計画や費用対効果から効率よく実施していくため、布設年度、管種、口径、基幹管路、重要給水施設への配水管等を考慮し、優先順位等を設定した計画を策定してございます。

（竹田）では、ちょっとずばりお聞きします。もう石綿管はないという認識でいいですね。そこだけ。

（水道課長）石綿管の残りは、令和3年度末で事業統計上は約1,400メートルほど残ってございます。残っている箇所につきましては、区画整理事業地内や工事の抑制がある県道部なんかの部分がまだ残っているということになっております。

（竹田）ということは、この1,400メートルはいつまでに終わるという見通しでしょうか。

（水道課長）区画整理事業や県道の整備の進捗状況にもよりますので、具体的にいつまでというのはちょっと申し上げられない状況でございます。特に県道鴻巣羽生線の事業計画や用地買収等の進捗状況は北本県道に確認しても分からないということなので、正式な時期の回答はいただけないような状況なので、ちょっと状況を見ながらということになるかと思えます。

以上です。

（竹田）続いて、4ページと5ページのところで料金の回収率が表で上がっていますけれども、経常収支比率と料金回収率、これは令和2年度は2回水道料金を減免して、基本料金を減免して、令和3年度は1回でしたけれども、その回収率の向上の要因についてお尋ねをします。

（経營業務課長）回収率が向上しているということの要因についてお答えいたします。

まず、令和2年度につきましては水道基本料金を4か月減免しました。令和3年度は2か月減免しました。その2か月分、水道料金が入ってくる、入ってこないがありましたので、それにより料金回収率が上昇しております。

以上でございます。

（竹田）分かりました。

続いて、職員体制です。職員体制を見ると、6ページです。年度末職員に関する事項の中では3人、年度末中に19人ですよね。22人いたので、19人になっているのですが……どういうふうに聞けばいい。聞いたら、この中で頑張っていますとしか言えないのですけれども、どこの部分で影響が出ているのか。これだと、残業時間が増えたとか、そういうことのしわ寄せがないのかどうか。職員が3人減っているということは、かなり大きいかなというふうに思っているのですけれども、どういうふうに工夫されてきたのか伺います。

（水道課長）3人減っているということなのですが、どういふところに影響があるかといいますと、やはり水道事業の場合は緊急の事態ということが発生した場合に人数がそれでどうなのかということが主なものになるのかなと思うのですけれども、現状の職員数で災害に対応できるように業務継続計画や鴻巣市水道事業応急給水・応急復旧マニュアルを整備してございます。こちらの業務継続計画の中で災害時での最低限必要な業務等の優先度などを決めて、実際の行動の詳細については鴻巣市水道事業応急給水・応急復旧マニュアルを基に対応を進められるように準備をしておりますので、人数が減ったといっても業務に支障はないというふうに感じております。

以上です。

（竹田）いわゆる給水の供給というか、給水の部分、給水して供給する部分での対応と、あと併せて、何かあったときに今市民の皆さんにお知らせしているのは、水道組合に連絡してくださいと、そこは24時間体制で持ち回りでやっていますよというふうに話をしているのですが、そことの関係というのは、この職員体制との中ではどんなふうに連携を取っているか伺います。

（水道課長）組合のほうとは毎日朝と夕方、窓口のほうに来ていただいて、うちの職員と綿密な打合せをしながら、あと報告をいただきながらということで関係を築いていますので、そういったことで支障になるよ

うなことはないと思っております。

(竹田) 分かりました。

続いて、県水の割合と今後についてというので、監査委員の意見書の10ページの中で、供給単価が148.95円、給水原価が160.93円、県水の購入価格がずっと同じなのですが、61.78円、その差額分11.98円が生じていますということなのですけれども、だから本来ならば赤字になるはずなのだけれども、このところで前年度と比べても純利益が1億3,800万円くらい上がっていますが、この県水の購入価格と給水原価、単価と、それとなぜこんなに純利益が出たのかお答えください。

(経營業務課長) まず、この利益が何でこんなに出ているのか、監査の報告ですと給水原価と供給単価の差が出ている中でというお話でしたので、そこの部分に絞ってちょっとお話しさせていただきますが、供給単価と給水原価の割合というのは、これは決算書の料金回収率にも……すみません。4ページなのですけれども、委員、給水単価とおっしゃっていますが、水道事業的には供給単価と給水原価の関係でということでお話しだと思うのですが、決算書の4ページに料金回収率というのがあります。令和3年度が92.54%ということで、100%を下回っております。いわゆる給水収益の割合と給水収益の1立方当たり幾ら収益を得ているのか、1立方当たり幾ら費用がかかっているのかということで、100%を下回っているので、給水に係る費用が水道料金以外の収入に賄われているということを示しています。なぜ1億を超える利益が出ているかというと、営業外収益の水道加入金とかの営業外の収益が1億ございます。そういうことも含めまして、水道料金だけではもうけが出ていませんが、水道料金以外の営業外の収益で、特に水道の新規加入者からいただいている加入金の収入で1億3,000万という形で利益が出ているというところでございます。

(竹田) 分かりました。いわゆる加入金を3条予算にしたということが要因ですよ。それと、あと併せて、いわゆる県水と井戸水との割合というのは今どのくらいになっているのでしょうか。

(水道課長) 県水と地下水の割合なのですけれども、令和2年度は県水

が64.8%、地下水が35.2%、令和3年度は県水が67%、地下水が33%というふうになってございます。今後の県水の割合についてですけれども、人口減少等により配水量に変化があるものと思われませんが、基本的な考え方としては、県水受水を主体とし、地下水に関しては災害対策水源と位置づけられることから、必要最低限の井戸数を保持し、使用していくつもりでございます。

（竹田）先日新聞を読んでいたら県水の値上げなども検討されているという報道がありましたが、その県水についての何か情報というのはこちらの鴻巣のほうには来ているのでしょうか。市町村に何か報告というか、担当のほうへ連絡来ているのでしょうか。

（水道課副参事）県の浄水場の担当のほうから、正式というわけではないのですが、目標年度として令和9年度から行田浄水場に高度浄水処理を導入したいと、それに伴って料金を上げていきたいという情報は入っております。

以上です。

（竹田）ということは、正式には何の打診というか、ないのですね。新聞で報道された限りという受け止めでいいのですか。確認します。

（水道課副参事）そうです。正式ではございません。

（竹田）分かりました。

続いて、10ページの重要契約の要旨の表示がされています。これなのですけれども、下水のほうは時期別というか、事項別にきちっと出ているのですけれども、これなぜこの表示になったのでしょうか。令和3年8月5日の次に令和3年11月22日になって、次、令和3年の8月5日になっているのです。この表示については何か意図があるのかどうか確認します。

（水道課長）先ほど申しました水道工事には新設工事、布設替え工事、新設布設替え工事というふうに工事分かれていますので、その種別に分けて並べているということになるかと思えます。

（竹田）分かりました。ということは、ちょっとどうなのか分かりませんけれども、いわゆる管工事ですよ。管工事だと、いわゆる施工管理

技士とか、そういう専門職を持った人の配置も必要ですよ。現場監督も必要という点を考えたときに、現場監督や施工管理技士の配置というのは、この請け負った業者の中では大丈夫だったのかどうか確認をします。

（水道課長）一応受注する前にその辺の確認をして、誰が代理人になるか、誰が主任技術者なのかというのを確認してから契約してございますので、そういった違法というのですか、そういったことはないということ。

（秋谷）幾つか通告してあるのですが、やり取りの中で分かったところははしょらせていただいて、まず供給の単価と給水の原価のことをちょっと伺いますけれども、どちらも前年比と比較して上昇しているのですが、例えば給水の原価が上昇するということは、これコストが前年よりもかかってしまったと。それで、供給の単価が上がってしまったというのは、要は効率が落ちてしまったという理解でいいのでしょうか。

（経營業務課長）まず、供給単価の上昇につきましては、先ほども述べましたが、令和2年度は4か月水道料金をいただけなかった、令和3年度は2か月いただけなかったということで、その部分でまず供給単価の上昇になっています。

給水原価につきましては、費用については令和2年度と令和3年度を比較しますと特に大きな差はないのですけれども、有収水量が令和3年度減りましたので、それが結果として給水原価が増加したというふうな分析をしています。

以上です。

（秋谷）そうすると、令和2年度と3年度の供給単価の話だと、要は他会計の補助金で入ってくるのか、それとも料金収入として入ってくるのかの差だけだということかい。そういう説明だよ、今の話は。

（経營業務課長）そのとおりです。供給単価につきましては、ちょっと繰り返しになりますが、令和2年度は4か月分水道料金が入らなかった、令和3年度は2か月分入らなかった、その差でございます。他会計の補助金については、この供給単価の算定には入っておりません。

以上でございます。

(秋谷) もしという言い方が適切かどうか分からないけれども、その減免がなくて、しっかりとその分が料金収入として入ってきたら、供給単価は幾らになるの。

(経營業務課長) 仮に令和3年度の減免がなかった場合、供給単価は157円35銭になります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時44分)



(開議 午後3時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) 近隣の自治体の供給単価と給水原価というのはどうなっているのだろう。どうなっているというのは、要は鴻巣は今言ったように減免とかをやっているから、多少ほかと比較するにはちょっと難しいところがあるのかもしれないけれども、その辺りが加味できて、近隣との差がもし報告できれば助かるのですけれども。

(経營業務課長) 秋谷委員のおっしゃるとおり、令和2年度、令和3年度ということで各市町村減免をやったり、やらなかったりとかで数字がちょっとうまく捉えられておりませんので、逆に令和元年度の平時というか、何もなかった時点での供給単価、給水原価をちょっと申し上げたいと思うのですが、よろしいでしょうか。供給単価、令和元年度なのですけれども、熊谷市が153円74銭、行田市が149円02銭、鴻巣市が157円84銭、桶川北本水道企業団が168.93円、上尾市が166円16銭が供給単価でございます。

続きまして、給水原価なのですが、熊谷市が145円70銭、行田市が149円25銭、鴻巣市が158円12銭、上尾市が156円65銭、桶川北本水道企業団が160円74銭。

以上でございます。

(秋谷) ちょっと初歩的なことをあえてお伺いしますけれども、供給単

価と給水原価の差というものは、本来どういう差が望ましいのでしょうか。プラスがいいのか、マイナスがいいのか、それともプラス・マイナス・ゼロがいいのか。

（経營業務課長）基本的に供給単価から給水原価を差し引くとプラスというのが正常というか、好ましい数字でございます。マイナスになるということは、水道の製造単価が販売単価を上回っているという状態でございますので、給水に係る費用が水道料金以外で賄われている状況を表します。供給単価から給水原価を引くとプラスであるべきというふうに考えております。

以上でございます。

（秋谷）そうすると、鴻巣の場合はコストがかかり過ぎてしまっている、あるいは料金が安過ぎてしまっている、どっちかという話なのだけれども、そのどっちかを解消しない限り本当の健全な水道企業経営ができないと思われるのですけれども、その辺りについてはどのようにお考えでしょう。

（経營業務課長）委員ご指摘の供給単価と給水原価の差が今マイナスになっております。いわゆる100%を下回っている状態でございます。その部分につきましては、やはり料金回収率、今マイナスの部分プラスにしていくということにつきましては、費用削減に伴う給水原価を下げるか、料金値上げを伴う給水単価（令和4年9月14日開催令和4年9月定例会まちづくり常任委員会会議録P.1「供給単価」に発言訂正）の引上げということが必要になってきますので、水道事業ビジョンの見直し作業を今実施しております。今のビジョンが平成30年度につくったものでございますので、平成28年度のたしか数値を使って財政シミュレーションしてつくったものでございますので、今まだ最新の令和2年度、3年度の新しい数字を使って今後鴻巣の水道事業の財政がどうなるのかシミュレーションをしている最中でございますので、その中で受益と負担の関係についてはきっちり議論していきたいと思っています。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 令和3年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第64号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時14分)



(開議 午後4時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(水道課長) すみません。先ほど竹田委員の質問に対する答弁の中で、管路の耐震化率を「9.4%」と言うところを「8.9%」と言ってしまいましたので、訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、まず年間有収水量の減少理由についてお伺いします。

(経營業務課長) 年間有収水量の減少についてお答えいたします。

令和2年度の年間有収水量が933万9,762立方メートルであったのに対し、令和3年度の年間有収水量は927万4,011立方メートルとなり、0.7%の減少となりました。これは、昨年度と比較して特定事業所や公共施設などの使用水量は増加したものの、一般家庭の使用水量は減少したことが影響していると考えています。

以上でございます。

(川崎) それでは、続いて収入増、支出増の理由について伺います。

(経營業務課長) 公共下水道事業計画の変更に伴い、都市下水路施設の一部を下水道事業会計に移管したことにより、収入は約1億5,000万の増加、支出も2億円増加いたしました。内訳といたしまして、収入は、他会計負担金として雨水処理費に係る一般会計からの負担金、長期前受金戻入として都市下水道施設の減価償却に伴い発生する収益。支出は、管渠費として調整池の清掃業務委託、ポンプ場費として雨水ポンプ場の維持管理業務委託や施設修繕料、総係費として職員人件費1名分の増加、減価償却費として都市下水路施設の減価償却費が支出増の要因となっております。

以上でございます。

(川崎) それでは次に、今後耐震化計画ということが策定されてくるかと思えますけれども、現在の状況と施設の建築年数について伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 耐震化と施設の建築年数についてお答えいたします。

現在、本市の汚水処理先となっております荒川左岸北部流域下水道では、

総合地震対策計画を策定いたしまして、徐々に重要な管路施設、処理場、ポンプ場において耐震化等の耐震対策を講じております。今後本市におきましても下水道総合地震対策計画を策定いたしまして、設定される重要な管渠を優先して耐震診断を行い、耐震性を有していない管渠につきましては耐震補強などの対策を講じる必要があると考えております。また、平成30年度に策定いたしました鴻巣市下水道事業経営戦略では総合地震対策計画の策定を令和7年度までに策定することとなっておりますので、今後この計画を策定いたしまして、本市の地震対策としての計画を策定し、地震への備えを行いたいと考えております。

また、各施設の建築年数でございますが、主な施設について申し上げます。大間雨水ポンプ場につきましては、建設から約10年が経過しております。続きまして、箕田赤見台雨水ポンプ場につきましては約44年が経過しているところでございます。次に、常光雨水ポンプ場、こちらにつきましては約35年。次に、下忍汚水中継ポンプ場につきましては約42年。鎌塚汚水中継ポンプ場につきましては、約28年が経過しているものでございます。

以上です。

（川崎） それでは、最後の質問になります。

鴻巣市雨水管理総合計画や、またこれからつくられるという耐震化計画、また鴻巣市下水道事業経営戦略、それに鴻巣市公共下水道計画など、多くの計画にのっとり事業が実施されているかと思えますけれども、それぞれの計画別にこのような流れといいますか、この計画にのっとりはこのような事業進捗していると、進めているというようなことを教えていただきたいと思えます。

（上下水道部参事兼下水道課長） 現在、鴻巣市公共下水道計画につきましては、こちら污水関係になりますけれども、流域別下水道整備総合計画を上位計画といたしまして、事業認可区域内の污水整備を順次進めているところでございます。耐震化関係につきましては、先ほどご説明しましたとおり、総合地震対策計画を現在、令和7年度までに策定する計画となっております。そのほかに鴻巣市雨水管理総合計画、鴻巣市下水

道事業経営戦略などいろいろな計画がございますが、それらの整合性を図りながら各計画に基づき事業を進めているところでございます。

以上です。

（竹田）昨年度の事業の中でマンホールの…… 7 ページですね。7 ページに、建設改良工事概要の中にマンホールの蓋の改築工事というのがあります。600か所くらいやっています。前年度は全くなかったのですよね。合併15周年を記念して市章を変更したことも含めてマンホールの蓋などもやっていると思うのですけれども、ちょっとその経緯について再度確認をしたいと思います。

（上下水道部参事兼下水道課長）マンホール蓋の取替えの見通しということでございますが、こちらにつきましてはストックマネジメント計画によりまして改築計画を定めて順次進めているところでございます。市内に汚水のマンホール蓋が約1万4,000基ありまして、改修工事を必要とするマンホール蓋の数が約1万400基となっております。そのうち、早期に改築工事を必要とするマンホールが現在約2,200基となっております。そちらを令和3年度から3年計画で改築工事を進めているところでございます。残りのマンホール蓋につきましては、今後、現在のところ令和5年度にまたその計画の見直しがございますので、それでまた順次進めていくことと今しております。

（竹田）これは、市の市章というか、15周年を記念して市のマーク変わりましたでしょう。それが入ったマンホールの蓋という受け止めでよいのかどうかちょっと確認したいと思います。

（上下水道部参事兼下水道課長）こちらのマンホールの改築につきましては、要するに老朽化したマンホールの改築工事となっておりますので、新たな市章の入っているものではございません。

（竹田）分かりました。

続いて、今後の雨水排水計画なのですけれども、この事業には受益者負担で払う公共下水の、いわゆる荒川北部流域下水道に流し込む、流し込むって変な言い方ですけれども、下水道と、それから都市計画税などを財源とする雨水排水計画がありますよね。だから、そういう点からいう

と雨水排水は非常に今難しい時代に入っていると思うのです。今、都市計画上では1時間に50ミリということの計画の下で雨水排水計画というのは進められていると思うのですけれども、台風11号との関係を見ても、線状降水帯が発生する可能性が増えてくる中で、今後の雨水排水計画というのはどんなふうに行っているのか、あるいは国からの何か新しい指示とかそういうものがあるのかどうか伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 雨水の関係でございますけれども、雨水施設の整備は長い期間と費用を要するため、重点的に整備を行う必要があります。現在、雨水管理総合計画に定められた近年の床下浸水の発生した地区、また浸水リスクの評価の高い地区、現在下水道事業として雨水整備が進められている地区を重点対策地区といたしまして、順次整備を進めている状況でございます。具体的に申し上げますと、その雨水管理総合計画に基づきました当面の整備計画で設定した先ほど申し上げた重点対策地区がございまして、大間地区などの西部第3排水区では、上尾道路の整備の進捗や道路計画との整合を図りながら調整池容量の見直しや管渠整備について調査、検討いたしまして、事業化に向けて準備を進めているところでございます。また、北新宿第二土地区画整理事業地内では、現在施工中の雨水管渠等の整備の継続や現在の既設構造物の土砂の撤去等によりまして、その流量の確保も併せて実施していきたいと考えているところでございます。

それから、国等の指示でございますが、現在のところ特にございません。以上です。

(竹田) 最後にちょっとお聞きしておきます。

先ほど雨水ポンプ場で一番多分古くからあるのが箕田赤見台のポンプ場になっていて、それが元荒川のほうにもつながっていて、今元荒川の堤外を高くするというのですか、工事していますよね。それとの関係で箕田赤見台ポンプ場についての何かちょっと対策というのは考えておられるのかどうかお聞きをしておきます。

(上下水道部参事兼下水道課長) 箕田赤見台雨水ポンプ場の件でございますが、以前県のほうで元荒川のかさ上げ工事を行っておりますので、

それに伴いましてその元荒川に排水されている水路のかさ上げ工事も完了しているところでございます。そういったことから、今後は箕田赤見台雨水ポンプ場の上流の水路のしゅんせつを順次進めていくことで今考えております。

（秋谷）それでは、先ほどの水道事業会計にちょっと近いところでお伺いしたいのですが、使用料単価と処理原価のところ、結局この差額がプラスになるのがよろしいというのは同じ原理だと思うのですが、下水道会計の令和3年度決算だとこの差額がさらに拡大したのです、令和2年度に比べたら。まず、その拡大した理由について伺います。

（経營業務課長）使用料単価と汚水処理原価の差額が拡大した理由につきましては、汚水処理原価が増加したことによるもので、維持管理費用としてポンプ場費、汚水分の増加、資本費としまして汚水分の減価償却費、あと資産減耗費の増加が要因となっております。以上でございます。

（秋谷）先ほどからの議論になってしまいますけれども、結局下水処理の使用と処理の関係だけ言ったら赤字なわけではないですか。つまり他会計から入ってくる雨水分はさておいて、今言っただろんな下水処理の施設の更新が、例えばさっき吹上のほうはもう四十何年だとか、いろんな話がありましたけれども、今後どんどん、どんどん更新をしなければいけないではないですか。そういったことまで考えたら、やっぱり施設を何かしら効率的に運営するようにするのか、それとも料金を上げるのか、そういう選択以外にちょっと私には考えられないのだけれども、そういうお考えにならざるを得ないですよ。ちょっと確認したいのだけれども、そこは。

（経營業務課長）委員のおっしゃるとおり、使用料収入で下水道の維持管理が賄われていない、これ事実でございます。公営企業は、経営に必要な経費を経営に伴う料金で賄う独立採算制が原則となっております。やはり汚水処理原価と使用料の単価のバランスを図って健全経営をする必要がございますので、水道料金につきましてはやっぱり議論をしてい

かなければいけないのかなとは考えております。

以上でございます。

（秋谷）結局、上水については水道事業ビジョンの中でいろんな見直しをするしないとか、設備のスリム化であるとか、いろんなこと議論をどんどん、どんどんしているところだからいいのだけれども、事下水について言うと、まだそこまでたどり着けていないというか、いろんなところの面整備がやっと進んできたレベルでもう既にこういう状況になっているというのは、結構大変なのではないでしょうか。どうなのでしょう。先の見直しをお伺いしたいのだけれども。

（経營業務課長）委員のおっしゃるとおり、面整備も全て完成しているわけではないと。あと、農業集落排水と下水道事業との関係というのももちろん議論をしていかなければいけないということがございますので、いずれにしても来年度、下水道の経営戦略の中間年度でございますので、そこでいろんな繰入金の問題も含めてその場でいろいろ議論をしていきたいというふうに考えておりますので、下水道事業は水道事業と比べますと投資金額というのはやっぱり2倍から3倍違うものですので、それを直接料金に跳ね返すというのも、そこもなかなか難しい問題もあるかなと認識しています。ですから、繰入金はなるべくもう減らしていくという認識がございますので、もう少し経営戦略の策定、中間年度の策定もございますから、その中でじっくり議論をしていきたいと考えています。

以上でございます。

（秋谷）取りあえず通告をしてあるので、ちなみに近隣の自治体の使用料の単価と処理原価をお伺いしたいのですけれども。

（経營業務課長）水道のときには、減免制度があったので令和元年度の数字をお示ししましたが、下水道は減免はしておりませんので、直近で令和2年度の数字をお示しいたします。使用料単価です。令和2年度、熊谷市118円70銭、行田市109円、鴻巣市113円40銭、上尾市118円80銭、桶川市101円80銭、北本市98円。続きまして、汚水処理原価でございます。熊谷市146円20銭、行田市150円、鴻巣市143円、上尾市136円30銭、桶川

市150円、北本市132円でございます。

以上でございます。

（秋谷）ちょっとほかの自治体等の数字を教えてもらったから、そこに言及するのはやめておきましょう。何かいいとか悪いとかという話になってしまうから。分かりました。

あと、もう一点伺いたいのが、経費回収率も令和2年度に比べると下がるのですけれども、先ほど一概に料金でペイしなければならない部分と、あとは多分おっしゃりたいことは、環境負荷であるとか、いろいろ汚水を行政が処理を、きれいな状態で返さないといけないという社会的な意義と言ったらいいのかな、世界的な環境意識と言ったらいいのかな、そういった目的も達成しなければならないから、ある程度のところは行政側が全部料金と処理のお金のやりくりだけで解決するわけではないということをお願いのだろうと思っているのだけれども、事この経費の回収という意味においては、かけたお金をやっぱりこれも料金である程度の部分は回収しなければいけないのだろうとは思う。幾ら環境負荷に対する行政の使命的なものでお金を足すにしても。そこら辺の数値的な目標というのがあるのでしょうか。経費回収率の。

（経營業務課長）経営の観点からお話をしますと、総務省も言っていることなのですが、経費回収率は100%を超えていることがやっぱり公営企業、やはり何事も維持管理費というのは使用料で賄うというのが原則なので、まず経費回収率は100%が望ましいと。ただ、委員さんのおっしゃっている部分と通じ合うかどうか分からないのですが、やはり下水道事業は雨水処理も同時にやっておりますので、雨水処理はもちろん市役所の一般会計から全額公費ということで負担金として受けておりますから、もちろん雨水処理という部分で下水道事業というのは大切なものというのは認識しています。ただ、やはり私費、いわゆる汚水分については私の費用、私費でございますから、そこはしっかり汚水の維持管理費については使用料で賄うと、ツーペイしていくというのが基本的な考えと考えています。

以上でございます。

(秋谷) 上水道と同じ考え方でいくと、例えば上水道、確かにいろんな考え方はもちろんあるのでしょうけれども、事水道料金、水道水と言ったほうがいいのか、それに代わるものというのは、例えば売っているではないですか、ある意味。行政が水道事業経営というものに何が何でも100%、住民との接続をしているのだけれども、目標としているのだけれども、それで全部回収するかといたら、実際これがなくても買っても生きていくわけです。でも、本来汚水処理というものは全体的に影響の行き渡るものだから、逆に言うところのほうはしっかりしてもらおう。そこら辺にぽいぽい、ぽいぽい捨てるわけにいかないから。汚水のことです。でいいたら。だから、自分的にはこちらのほうが経費を回収することは難しいだろうと逆に思ってしまいうわけ。理想だから。総務省の言っていることは。例えば雨水がいっぱい、今回大雨が降っていないからよくなった部分というのはあるという話でしたよね。だから、そういう不明水とかが入ってしまう可能性が地下埋設物だとあるわけだから、そのこと一つ取ったって、もう総務省の言っていることは理想なのよ、ある意味で。でも、そうはいっても施設だけは維持管理しなければならないわけだから、そこらのバランスだよ。行政側がどれぐらいの負担、料金回収というもので最低限経費回収はこれぐらいしてもらわないと施設の維持管理ができないラインというのは、その料金との関係もあるけれども、考え、ある程度のラインというのはあってしかるべきだと思っているのですけれども、そういうのないのでしょうか。

(経營業務課長) その辺りは、ちょっと今のところその認識がないのですが、やはり莫大な、水道と違って投資金額が大きいですから、投資、建設費用については、ある一定度の一般会計からの繰入れというのは必要かなとは思ってはいるのですけれども、繰り返して申し訳ないのですけれども、維持管理、特に汚水の、自分で出したものの汚水の処理についてはやっぱり使用者が負担してもらおうと。それで、委員のおっしゃる公衆衛生、ハエがいなくなる、蚊がいなくなる、臭くなくなるという部分の役割はもちろんあるので、その部分はしっかり一般会計からきちんと負担金をもらおうというふうなスタンスで、ちょっと答えになってい

ないかもしれませんが、汚水分については使用料でいただくべきだというふうな目標はございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 令和3年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、まちづくり常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。まちづくり常任委員会の視察研修について、日程は令和4年10月17日月曜日から18日火曜日の2日間、視察先、視察項目については、藤枝市、民間活力導入による中心市街地のまちづくりについて、豊橋市、スマート水道メーターについてとし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議というか、確認ですの声あり)

(竹田) すみません。初めてお世話になるのですけれども、コロナの感染状況がまたどうなるか分からない中で、この間、どこかの市の視察に

行ったら職員も含めて13人がコロナに感染したという、ありましたよね。多分ネットで、スマートニュースか何かにあったと思うのですけれども、それらも含めてちょっと感染の状況と、それから判断する時期というのをちょっと確認をしておいていただければなと思うのです。というのは、市民体育祭は中止しますということで連絡が来ましたよね。ですから、ちょっとあまり感染が広がっているときに行って何かあったときには、鴻巣の議会のまちづくり常任委員会は何なのだというふうに言われても大変かなというふうにちょっと思うものですから、その点を確認を、どういうふうに考えるかだけちょっと教えていただきたいと。

(委員長) 答えてしまっていていいのですか。私個人的には……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時55分)

(開議 午後4時56分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今、竹田悦子委員の質問なのですけれども、取りあえず受入先のほうと検討しながら、それからまた感染状況を踏まえて、事務局と、それから受入先の市に情報共有しながら進めていきたいと思っております。

では、実施することに対してご異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、まちづくり常任委員会の視察研修について、ただいま申し上げましたとおりに行うことに決定いたしました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後4時57分)